

資料編

資 料 編 目 次

資 料 集

《 1. 条例、要綱等 》	1
資料 1. 1 北本市防災会議条例	1
資料 1. 2 北本市防災会議規則	3
資料 1. 3 北本市災害対策本部条例	5
資料 1. 4 北本市自主防災組織設立補助金交付要綱	6
資料 1. 5 北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱	8
資料 1. 6 北本市緊急時通報システム事業運営要綱	10
資料 1. 7 北本市老人福祉電話設置事業運営要綱	13
資料 1. 8 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱	15
資料 1. 9 北本市被災建築物応急危険度判定要綱	19
資料 1. 10 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例	21
資料 1. 11 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	25
資料 1. 12 北本市災害見舞金等支給条例	29
資料 1. 13 北本市災害見舞金等支給条例施行規則	31
《 2. 協定等関連 》	33
資料 2. 1 災害時応援協定一覧【国、県及び市町村関連】	33
資料 2. 2 災害時応援協定一覧【ライフライン関連】	33
資料 2. 3 災害時応援協定一覧【食料、生活物資関連】	34
資料 2. 4 災害時応援協定一覧【土木建築、輸送関連】	34
資料 2. 5 災害時応援協定一覧【民間企業、団体関連】	34
資料 2. 6 災害時応援協定一覧【福祉施設関連】	35
資料 2. 7 災害時応援協定一覧【消防関連】	35
《 3. 防災関係機関等 》	36
資料 3. 1 防災関係機関連絡先一覧	36
資料 3. 2 北本市防災会議委員名簿	40
資料 3. 3 北本市自主防災組織一覧	41
《 4. 災害危険箇所、危険施設等 》	43
資料 4. 1 重要水防区域一覧	43
資料 4. 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧	44
資料 4. 3 危険物施設一覧	44
資料 4. 4 ガス施設一覧	44
《 5. 情報通信、広報活動関連 》	45
資料 5. 1 災害時優先電話登録状況一覧	45
資料 5. 2 気象庁震度階級関連解説表	47
資料 5. 3 竜巻予報の概要	51

資料 5. 4	北本市防災行政用無線局運用要綱（防災行政無線受信所一覧表含む）	54
資料 5. 5	北本市防災行政用無線局管理規程	58
《 6. 消防・水防活動関連 》		61
資料 6. 1	消防用水利現有状況	61
資料 6. 2	雨量計設置状況	61
資料 6. 3	堰、水・こう門一覧	61
資料 6. 4	水位情報模式図	62
《 7. 医療、救護、環境、衛生 》		63
資料 7. 1	救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）	63
資料 7. 2	災害拠点病院（埼玉県）	64
資料 7. 3	救命救急センター（埼玉県）	65
資料 7. 4	トリアージタグ	65
資料 7. 5	応急給水用資機材一覧	66
《 8. 防災備蓄、輸送・交通 》		67
資料 8. 1	防災備蓄品一覧	67
資料 8. 2	飛行場場外離着陸場一覧	67
資料 8. 3	指定緊急輸送道路図	68
《 9. 避難活動、要配慮者関連 》		69
資料 9. 1	指定避難所一覧	69
資料 9. 2	指定緊急避難場所一覧	69
資料 9. 3	福祉避難所一覧	71
資料 9. 4	地域避難所一覧	71
資料 9. 5	浸水想定区域内の要配慮者施設	72
資料 9. 6	浸水想定区域内の大規模工場	73
資料 9. 7	要配慮者別の防災知識の周知	73
《 10. その他 》		74
資料 10. 1	災害救助基準	74
資料 10. 2	指定文化財一覧	79
資料 10. 3	被害報告判定基準	81
資料 10. 4	北本市災害対策本部本部長以下の腕章	83
資料 10. 5	北本市災害対策本部の標識	83

様式集

《様式集》

様式1	北本市災害対策本部指令書	1
様式2	県報告関係様式	2
(1)	発生速報	2
(2)	経過速報	3
(3)	被害状況調	5
様式3	緊急通行車両関連様式	7
(1)	緊急通行車両等確認申請書	7
(2)	標章	7
(3)	緊急通行車両等確認証明書	8
(4)	緊急通行車両等事前届出書	8
(5)	緊急通行車両等事前届出済証	9
様式4	通報処理簿	10
様式5	防災航空隊出場要請（受信）書	11
様式6	自衛隊の派遣要請関連様式	12
(1)	自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	12
(2)	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	13
様式7	災害ボランティア受入名簿	14
様式8	配車請求書	15
様式9	避難所関連様式	16
(1)	避難者カード	16
(2)	避難者名簿	18
(3)	避難所運営記録簿	19
様式10	食料等救助物資受払簿	21
様式11	救護所関連様式	22
(1)	取扱患者台帳	22
(2)	救護所運営記録簿	23
様式12	災害時放送依頼書	25

《 1 . 条例、要綱等 》

資料 1 . 1 北本市防災会議条例

北本市防災会議条例

昭和 3 8 年 9 月 2 7 日

条例第 1 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、北本市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 5 人以内
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
 - (4) 市の行政機関の職員のうちから市長が任命する者 12人以内
 - (5) 教育長及び教育部長
 - (6) 埼玉県央広域消防本部消防長、北本消防署長及び消防団長
 - (7) 市を管轄する一部事務組合の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (9) 公共的団体等の代表者のうちから市長が任命する者 5 人以内
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5 人以内
- 6 前項第 8 号から第10号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 2 北本市防災会議規則

北本市防災会議規則

昭和51年3月9日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市防災会議条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議題を告知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第6条 防災会議の権限に属する事項でその議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したとき会長は、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから会長が委嘱する。

3 幹事は、幹事会を構成し、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表等は、北本市公告式条例（昭和36年条例第9号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第41号）

この規則は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年規則第13号抄）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年規則第 7 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

資料 1. 3 北本市災害対策本部条例

北本市災害対策本部条例

昭和 3 8 年 9 月 2 7 日
条例第 1 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、北本市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 4 北本市自主防災組織設立補助金交付要綱

北本市自主防災組織設立補助金交付要綱

平成 6 年 3 月 3 0 日

告示第 4 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、自主防災組織（以下「組織」という。）の設立に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、組織の育成強化を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚を図ることを目的とする。

(対象団体)

第 2 条 補助金の交付を受けることができるものは、自治会を単位として、防災活動を行うために組織された団体で、自主防災組織設立届出書（様式第 1 号）を市長に届け出たものとする。

(対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の購入に要する費用とする。

(補助額)

第 4 条 補助金の額は、1 組織当たりの定額 10 万円と組織の設立時における構成世帯数に 500 円を乗じて得た世帯割額の合計額とする。ただし、この額が 30 万円を超えるときは、30 万円とする。

2 補助金の額は、購入する資機材の金額を超えない範囲とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、自主防災組織設立補助金交付申請書（様式第 2 号）及び防災対策用資機材購入計画書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、自主防災組織設立補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに防災対策用資機材購入実績報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 8 条 市長は、補助金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、資機材の購入状況について、報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があると認めたときは、これを取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第103号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

防災対策用資機材一覧

区分	品名
情報収集伝達用器具	携帯用無線機、携帯ラジオ等の情報収集伝達用器具
初期消火用器具	消火器、消火バケツ等の初期消火用器具
救出用器具	バール、はしご、のこぎり、スコップ等の救出用器具
救護用器具	担架、救急セット、運搬車等の救護用器具
避難誘導用器具	強力ライト、トランジスターメガホン、誘導旗等の避難誘導用器具
給食給水用器具	炊き出し用具、ポリタンク等の給食給水用器具
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、防水シート、ロープ、発動発電機、排水ポンプ、資機材格納庫その他市長が必要と認めるもの

様式 略

資料 1. 5 北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱

北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱

平成 6 年 3 月 3 0 日

告示第 4 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、北本市自主防災組織設立補助金交付要綱（平成 6 年告示第 41 号）第 2 条の規定により届出のあった自主防災組織（以下「組織」という。）の活動費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的とする。

(対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災対策用資機材の購入
- (4) 組織の運営に要する経費
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助額)

第 3 条 補助金の額は、1 組織について 3 万円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする組織は、自主防災組織活動費補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請者に自主防災組織活動費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第 6 条 補助金の交付を受けた組織は、当該補助金の交付に係る会計年度が終了した日から起算して 1 月を経過する日までに、自主防災組織活動費補助金実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条に規定する事業及び経費に係る領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けた組織が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用し、又は使用しなかったとき。
- (3) 前条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。

(委任)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第1号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

資料 1. 6 北本市緊急時通報システム事業運営要綱

北本市緊急時通報システム事業運営要綱

平成4年12月21日

告示第155号

(目的)

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、緊急時通報システム事業を実施することにより、急病、事故その他の緊急事態における高齢者の不安を解消するとともに生活の安全を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において緊急時通報システム事業（以下「事業」という。）とは、在宅のひとり暮らし高齢者等が急病、事故その他の理由により緊急に救助を必要とする場合において、無線発信機及び緊急通報電話機（以下「機器等」という。）を利用して通信、通報等の管理を行う機関（以下「受信センター」という。）に通報することにより、埼玉県央広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び受信センターによる速やかな救助活動を行うことをいう。

(対象世帯)

第3条 この事業の対象となる世帯は、市内に住所を有し、かつ、身体上の慢性的な疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を必要とする者がいる世帯で、次の各号の一に該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯
- (2) 世帯の構成員が65歳以上である世帯
- (3) 外出困難な在宅重度身体障害者の世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が事業の利用を必要と認めた世帯

(申請)

第4条 この事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急時通報システム事業利用申請書（様式第1号）に世帯状況申出書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、居住する家屋が申請者以外の所有であるときは、緊急時通報システム設置承諾書（様式第3号）を添付しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに実態調査を行い、利用の可否を決定し、緊急時通報システム事業利用可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、速やかに機器等を設置し、必要事項を消防本部及び受信センターに通知するものとする。
- 3 市長は、必要と認めたときは、申請者の生活及び支援状況について、北本市介護予防ケア会議運営要綱（平成16年告示第76号）に規定する北本市介護予防ケア会議の意見を聴くことができる。

(変更届)

第6条 前条第1項の規定により、事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、住所、氏名、電話番号又は緊急時連絡先等に変更があったときは、直ちに申出事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、直ちにその内容を消防本部及び受信センターに通知

するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、機器等を善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

2 利用者は、装置を本来の目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、装置を使用する権利を他に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(辞退届)

第8条 利用者は、第3条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき、又は事業の利用を辞退しようとするときは、速やかに緊急時通報システム事業利用辞退届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに消防本部及び受信センターに通知するものとする。

(取消し)

第9条 市長は、利用者が虚偽又は不正の手段により事業を利用していることが判明したとき、又は機器等の管理上支障を生じたときは、事業の利用を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、緊急時通報システム事業利用取消通知書（様式第7号）により利用者に通知し、かつ、消防本部及び受信センターに通知するものとする。

(費用等)

第10条 機器等の設置に要する費用は、市が負担するものとする。

2 設置した機器等の使用に要する基本料及び通話料は、利用者が負担するものとする。

3 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、機器等を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(台帳の整備)

第11条 市長は、事業の状況を明確にするため、緊急時通報システム事業利用者登録台帳（様式第8号）を整備するものとする。

2 市長は、消防本部及び受信センターに前項の台帳を整備するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、事業を円滑に運営するため、関係行政機関と密接な連携を保つとともに、民間関係諸団体の協力を得るように努めるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成8年告示第28号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第30号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第51号）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正前の北本市緊急時通報装置設置事業運営要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、改正後の北本市緊急時

通報システム事業運営要綱（以下「新要綱」という。）の規定によりなされたものとみなし、旧要綱により整備された緊急時通報装置に対する取扱いは、新要綱の規定による緊急時通報システムに変更するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第54号）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この告示の施行の日以後の使用に要する基本料及び通話料について適用し、同日前の使用に要した基本料及び通話料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第39号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月28日告示第55号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式 略

資料 1. 7 北本市老人福祉電話設置事業運営要綱

北本市老人福祉電話設置事業運営要綱

昭和 52 年 3 月 17 日

要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり暮らしの老人及び外出の困難な在宅重度障害者の世帯に対して、老人福祉電話（以下「福祉電話」という。）を設置することにより、日常生活の便を図るとともに、その安否の確認等各種サービスの提供をすることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 福祉電話の対象者は、原則として所得税非課税世帯に属する者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 65 歳以上の常時ひとり暮らしの老人であって、安否の確認等を必要とする者
- (2) 外出の困難な在宅重度障害者であって、緊急連絡等を必要とする者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(設置の申請及び決定)

第 3 条 福祉電話の設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、老人福祉電話設置申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。なお、居住する家屋が申請者以外の所有である場合には、老人福祉電話設置承諾書（様式第 2 号）を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項による設置の申請があったときは、その内容等を審査のうえ設置の可否を決定して、申請者に老人福祉電話設置決定・否決・通知書（様式第 3 号）により通知しなければならない。

3 前項による老人福祉電話設置決定通知書を受けた者（以下「使用者」という。）は、老人福祉電話使用書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(費用)

第 4 条 福祉電話の設置に要する費用は、市が負担する。

2 設置した福祉電話の使用に要する基本料及び通話料は、使用者が負担する。

(業務の内容)

第 5 条 市は、福祉電話を設置したとき次の業務を行う。

- (1) 定期的な電話訪問による孤独化の防止及び安否の確認
- (2) 電話による各種の相談及び助言
- (3) その他必要と認められる業務

(電話の返還)

第 6 条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときには、老人福祉電話返還通知書（様式第 5 号）により通知し、福祉電話を返還させなければならない。

- (1) 第 2 条各号の一に該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が特に福祉電話の設置を不相当と認めたとき。

(関係機関との連携)

第 7 条 市は、この事業の実施に当たっては、関係機関との密接な連携を図ることにより、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉電話に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年要綱第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附 則（平成元年告示第125号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年告示第3号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第29号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第103号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

資料 1. 8 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 26 日

告示第 31 号

(目的)

第 1 条 この告示は、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅（以下「既存木造住宅」という。）の耐震診断、耐震改修計画又は耐震改修工事を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、既存木造住宅の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（同法第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が、同法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、次に掲げる方法により、地震に対する安全性に関し評価を行うことをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 に規定する耐震診断の方法と同等であると認められる耐震診断の方法

(2) 耐震改修計画 耐震診断により上部構造評点（一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。）が1.0未満である建築物又は基礎が安全でないと診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上及び基礎が安全となるよう改修するに当たり建築士が策定する計画をいう。

(3) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修計画に基づいて、建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者又は同法第 3 条第 1 項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が行う建築物の改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、地階を除く階数が 2 以下の既存木造住宅であって、昭和56年 5 月31日以前の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項の規定による確認をいう。）に基づき着工された在来軸組構法及び枠組壁構法による一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）とする。ただし、建築基準法に明らかに違反した建築物は対象としない。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断

(2) 耐震改修計画

(3) 耐震改修工事（当該耐震改修工事に要する費用が400,000円以上のものに限る。）

(補助金の額)

第5条 耐震診断又は耐震改修計画の補助金の額は、耐震診断又は耐震改修計画を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震診断又は耐震改修計画に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。

2 耐震改修工事の補助金の額は、耐震改修工事を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震改修工事に要した額に100分の23を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、400,000円を上限とする。

(補助対象者)

第6条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有権を有している者（法人を除く。以下「所有者」という。）又は所有者の2親等以内の親族であること。

(2) 補助対象建築物に居住している者（耐震改修工事を行う場合にあっては居住することを予定している者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者又は所有者に交付の決定時点において市税の滞納がある場合は、補助の対象としない。

(補助金を受けることができる回数)

第7条 補助を受けることができる回数は、建築物1戸に対して、それぞれの補助対象事業ごとに1回とする。

(交付申請)

第8条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、それぞれ当該事業の開始前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断 次のアからオまで（所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあつてはアからカまで）に掲げる書類

ア 付近見取り図、配置図及び平面図

イ 補助対象建築物に係る建築確認通知書又は所在地、所有者及び建築年次を確認することができる書類

ウ 受給資格確認同意書（様式第2号）

エ 補助対象事業を行う者の建築士免許証の写し

オ 補助対象事業に要する費用についての見積書の写し

カ 補助対象事業実施承諾書（様式第3号）

(2) 耐震改修計画 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震診断に引き続き耐震改修計画を行う場合 次に掲げる書類

(ア) 前号エ及びオに掲げる書類

(イ) 耐震診断報告書又はそれに代わるもの

イ アに規定する場合以外の場合 次の(ア)及び(イ)（所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあつては、(ア)から(ウ)まで）に掲げる書類

(ア) 前号アからオまでに掲げる書類

(イ) ア(イ)に掲げる書類

(ウ) 前号カに掲げる書類

(3) 耐震改修工事 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震改修計画に引き続き耐震改修工事を行う場合 次に掲げる書類

(ア) 第1号エに掲げる書類

(イ) 耐震改修工事の設計図

(ウ) 耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関する書類

(エ) 耐震改修工事に要する費用の内訳書(様式第4号)を内訳とした見積書の写し

イ アに規定する場合以外の場合 次の(ア)及び(イ)(所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあっては、(ア)から(ウ)まで)に掲げる書類

(ア) 第1号アからエまでに掲げる書類

(イ) ア(イ)から(エ)までに掲げる書類

(ウ) 第1号カに掲げる書類

2 前項に掲げる書類のほか、代理人が申請する場合にあっては、委任状を申請書に添付しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、審査結果を補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び取りやめ)

第10条 前条の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、申請内容変更届(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を取りやめるときは、補助対象事業取りやめ届(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の中間検査)

第11条 補助事業者は、耐震改修工事における工程が次の各号に掲げる改修箇所の区分に応じ、当該各号に定める工程に達したときは、中間検査申請書(様式第8号)を市長に提出し、市長による中間検査(以下「中間検査」という。)を受けなければならない。

ア 壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工

イ 基礎 配筋

2 中間検査は、当該耐震改修工事に係る耐震改修計画をした建築士が行う検査の後に行うものとする。

3 市長は、中間検査を実施した場合において、当該耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に実施するよう命ずることができる。

(完了実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助対象事業完了報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断 次に掲げる書類

ア 耐震診断報告書

イ 現地調査の状況を示す外部写真、内部写真及び接合部写真

ウ 契約書及び領収書の写し

(2) 耐震改修計画 次に掲げる書類

- ア 耐震改修計画
 - イ 当該耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関して記載した書類
 - ウ 契約書及び領収書の写し
- (3) 耐震改修工事 次のア及びイ（補助対象建築物に居住することを予定している者が申請を行った場合にあっては、アからウまで）に掲げる書類
- ア 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真
 - イ 契約書及び領収書の写し
 - ウ 住民票
- 2 前項の補助事業完了報告書の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までとする。
- (耐震診断結果に基づく勧告)
- 第13条** 市長は、耐震診断の総合評点が1.0未満と診断された補助事業者に対し、地震に対して安全な構造となる耐震改修工事を行うよう、耐震診断結果に基づく勧告書（様式第10号）により勧告するものとする。
- (交付金額の確定)
- 第14条** 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により、当該報告を行った者に通知するものとする。
- (補助金の交付請求)
- 第15条** 前条の通知書を受けた者は、補助金交付請求書（様式第12号）に当該通知書の写しを添えて、市長に請求するものとする。
- 2 前項の請求書の提出期限は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。
- (補助金の交付)
- 第16条** 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上、補助金を交付するものとする。
- (補助金の返還)
- 第17条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (規則の適用)
- 第18条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付については、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）の規定を適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第154号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号抄）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

資料 1. 9 北本市被災建築物応急危険度判定要綱

北本市被災建築物応急危険度判定要綱

平成15年9月30日

告示第168号

(目的)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。） 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士 被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月15日制定）に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) 判定支援本部 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱（平成11年4月1日制定）第4第3項に規定する判定支援本部をいう。
- (4) 災害対策本部 北本市地域防災計画に定める災害対策本部をいう。
- (5) 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。） 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、応急危険度判定士、コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員並びに判定の対象となる建築物の範囲等の計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに埼玉県知事に連絡するものとする。

- 2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

(判定体制の周知)

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定士等の確保)

第7条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(コーディネーターの任命)

第8条 市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、第2条第5号に規定するコーディネーターの中から当該判定に係るコーディネーターを任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(移動方法及び宿泊場所の確保等)

第10条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、移動方法を手配するものとする。

2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ、宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動における補償)

第12条 市長は、民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

資料 1. 10 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

条例第32号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定

にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給しても全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和52年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定

は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和62年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成31年条例第3号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する

資料 1. 11 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月20日

規則第19号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の調査は、災害弔慰金支給調査表（様式第1号）により行うものとする。

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の調査は、災害障害見舞金支給調査表（様式第2号）により行うものとする。

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第3号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項（連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てない場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した災害援護資金借入申込書（様式第4号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第5号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第6号）を、借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあっては、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第7号。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(様式第10号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第13号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第14号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類及び保証人が当該資金の償還未済額を償還することができないと認められる書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第16号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第17号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第27号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第16号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

資料 1. 12 北本市災害見舞金等支給条例

北本市災害見舞金等支給条例

平成4年3月18日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被災した場合に、被災者又はその遺族等に対し、災害見舞金又は災害死亡弔慰金若しくは災害負傷見舞金（以下これらを「見舞金等」という。）を支給することにより、市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 災害 火災又は暴風、豪雨、洪水、豪雪、落雷、降ひょう、竜巻、地震、地滑り若しくは土砂崩れ等の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市は、市民が災害により現に居住する住居に被害を受けたときは、災害見舞金を支給する。

2 市は、市民が災害により死亡したときは災害死亡弔慰金を、負傷したときは災害負傷見舞金を支給する。

3 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたときは、見舞金等を支給する。

(死亡の推定)

第4条 災害発生により生死がわからなくなった者で当該災害のやんだ後3月間その生死がわからないものは、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給対象者)

第5条 見舞金等の支給を受けることができる者は、被災当時において市民である者とする。ただし、災害死亡弔慰金の支給を受けることができる者は、死亡した市民と同居をしていた遺族とし、当該同居をしていた遺族がいない場合は、葬祭を行う者とする。

2 前項に規定する遺族の範囲は、市民の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

(支給額)

第6条 見舞金等の支給額は、災害による被災の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯につき 100,000円

(2) 住居の半焼又は半壊 1世帯につき 50,000円

(3) 住居の床上浸水等 1世帯につき 30,000円

(4) 住居の一部損壊 1世帯につき 20,000円

(5) 死亡者 1人につき 100,000円

(6) 負傷者 1人につき 30,000円

(支給の制度)

第7条 見舞金等は、次の各号の一に該当する場合には、その額を減額し、又は支給しない。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定が適用される場合
- (2) 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）第3条に規定する災害弔慰金又は第9条に規定する災害障害見舞金が生ずる場合
- (3) 被災が当該被災者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
（支給の申請）

第8条 見舞金等の支給を受けようとする者は、被災した日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して申請しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（支給の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を調査し、速やかに見舞金等の支給の可否を決定するものとする。

（見舞金等の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附 則（平成23年条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市災害見舞金等支給条例の規定は、平成23年3月11日以後に発生した災害から適用する。

附 則（平成24年条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料 1. 13 北本市災害見舞金等支給条例施行規則

北本市災害見舞金等支給条例施行規則

平成 4 年 3 月 18 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市災害見舞金等支給条例(平成 4 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被災の種類及び基準)

第 2 条 条例第 6 条各号に規定する被災の種類及び基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住居の全焼、全壊又は流失とは、災害により住居の焼失、損壊若しくは流失をした部分の延べ床面積が当該住居の延べ床面積の 7 割以上に達するもの又は当該住居を改築しなければ住居として使用することができない程度の被害をいう。
- (2) 住居の半焼又は半壊とは、災害により住居の焼失又は損壊した部分の延べ床面積が当該住居の延べ床面積の 4 割以上 7 割未満のもので、補修を加えることによって住居として使用することができる程度の被害をいう。
- (3) 住居の床上浸水等とは、災害により浸水が住居の床上まで達したもの又は土砂等のたい積のため、一時的に住居として使用することができない程度の被害をいう。
- (4) 住居の一部損壊とは、災害により住居の附属設備(当該住居の電気、ガス又は水の供給に係るものに限る。)又は屋根部分が損壊し、一時的にその機能を損なう程度の被害をいう。
- (5) 死亡者とは、災害により死亡した者及び条例第 4 条の規定に基づき死亡したものと推定された者並びに災害により負傷し、1 箇月以内に死亡した者をいう。
- (6) 負傷者とは、災害により負傷し、医師により 1 箇月以上の入院治療を要すると診断された者をいう。

(申請手続)

第 3 条 条例第 8 条の規定による申請は、次の各号に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合にあっては、北本市災害見舞金支給申請書(様式第 1 号)及び被災を証明する書類
- (2) 条例第 6 条第 5 号に該当する場合にあっては、北本市災害死亡弔慰金支給申請書(様式第 2 号)、被災を証明する書類及び医師の診断書
- (3) 条例第 6 条第 6 号に該当する場合にあっては、北本市災害負傷見舞金支給申請書(様式第 3 号)、被災を証明する書類及び医師の診断書

(添付書類等の省略)

第 4 条 市長は、この規則の規定により申請書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類等の提出を省略させることができる。

(決定通知)

第 5 条 条例第 9 条の規定による支給の可否の決定の通知は、北本市災害見舞金等支給(不支給)決定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(受領書の提出)

第 6 条 見舞金等の支給を受けた者は、北本市災害見舞金等受領書(様式第 5 号)を市長に提出

しなければならない。

(台帳)

第7条 市長は、見舞金等の支給事由、支給額、支給状況等を明らかにするため、北本市災害見舞金等支給台帳（様式第6号）を備えるものとする。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第27号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

《 2 . 協定等関連 》

資料 2 . 1 災害時応援協定一覧【国、県及び市町村関連】

■国、県及び市町村関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時相互応援協定書	新潟県十日町市	H10. 2. 24
災害時等の相互応援に関する協定書	福島県会津坂下町	H 8. 8. 3
災害時等の相互応援に関する協定書	千葉県富津市	H 9. 12. 22
災害時等の相互応援に関する協定書	茨城県牛久市	H10. 1. 23
災害時等の相互応援に関する協定書	山梨県韮崎市	R 2. 2. 12
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	川島町	H27. 7. 1
洪水時等における広域避難に関する協定	吉見町	R 3. 7. 15
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村	H19. 5. 1
災害時における防災施設の運営等に関する協定書	埼玉県環境部みどり自然課	H26. 4. 1
埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書の一部を変更する協定書	埼玉県	H19. 3. 1
埼玉県防災情報システム端末の設置等に関する協定	埼玉県	H13. 4. 1
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 1. 13
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立北本高等学校	H22. 11. 22

資料 2 . 2 災害時応援協定一覧【ライフライン関連】

■ライフライン関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
広域的な断減水による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	桶川北本水道企業団	H19. 12. 1
災害時における LP ガス応急生活物資等に関する協定書	(一社)埼玉県エルピーガス協会 鴻巣支部	H 9. 11. 5
広域停電事故による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H11. 12. 15
広域的なガス供給停止による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	(株)エナジー宇宙	H19. 12. 1
災害時における相互協力に関する協定	(株)エナジー宇宙	R 4. 3. 28
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	H20. 10. 29
大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	R 2. 9. 1
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	H27. 3. 12

資料 2. 3 災害時応援協定一覧【食料、生活物資関連】

■食料、生活物資関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H16. 12. 8
防災応援型自動販売機設置に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H24. 6. 12
防犯・防災応援型自動販売機設置に関する協定書	北里大学メディカルセンター コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H25. 11. 22
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H23. 2. 25
災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	H24. 10. 31
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	H24. 12. 20
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	有限会社しんごや石油	H24. 6. 29
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30. 2. 16
災害時における物資の供給に関する協定	(株)マミーマート	H31. 3. 1
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	R 1. 5. 29
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	日藤ダンボール(株)	R 2. 7. 9
災害時における物資の供給に関する協定	(株)平和アルミ製作所	R 3. 7. 27

資料 2. 4 災害時応援協定一覧【土木建築、輸送関連】

■土木建築、輸送関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害又は事故等における応急対策業務に関する協定書	北本市総合建設業協会	H28. 1. 15
災害時における物資の輸送に関する協定書	(一社)埼玉県トラック協会 鴻巣支部	H24. 7. 2
災害時等における優先協力要請に関する協定	(株)矢口造園	H20. 9. 25
災害時等における資機材等の優先供給に関する協定	コーエィ(株)	H19. 6. 7
北本市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書	(一社)埼玉建築士会中央北支部	H25. 4. 2

資料 2. 5 災害時応援協定一覧【民間企業、団体関連】

■民間企業、団体関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道(株)	H25. 10. 1
災害時における航空機の優先利用に関する協定書	本田航空(株)	H10. 2. 25
災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書	北本リサイクル事業協同組合	H25. 10. 23
災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本	H27. 12. 3
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R 1. 5. 19

名 称	協定締結先	締結年月日
災害発生時における北本市と北本市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)	R 3. 2. 15
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	H29. 1. 23
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	H30. 12. 18
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)桶川北本伊奈地区医師会	H29. 3. 28
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)埼玉県北足立歯科医師会	H29. 3. 28
災害時の医療救護活動等に関する協定書	北本市薬剤師会	H29. 3. 28
災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	北本市社会福祉協議会	R 4. 11. 8

資料 2. 6 災害時応援協定一覧【福祉施設関連】

■福祉施設関連の協定一覧

[令和5年10月1日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時等における福祉協力等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H23. 2. 25
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人松寿会	H25. 9. 30
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人ピースクエア	H26. 3. 19
災害時における福祉協力等に関する協定	特別養護老人ホームさくら苑	H29. 10. 20
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人一粒	R 4. 10. 26
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人千歳会	R 4. 11. 27

資料 2. 7 災害時応援協定一覧【消防関連】

■消防関連の協定一覧

[令和5年10月1日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
協定書（防災行政用無線局（固定系）遠隔制御装置の設置及び運用）	埼玉県央広域消防本部 桶川市、鴻巣市	H 8. 4. 1
消防相互応援協定書	川越地区消防組合 埼玉県央広域消防本部 桶川市	H19. 6. 20

≪ 3. 防災関係機関等 ≫

資料 3. 1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 埼玉県関係

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
危機管理防災部危機管理課	〃	048-830-8131
北本県土整備事務所	北本市東間 3-143	048-540-8200
鴻巣保健所	鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249
さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-2492
南部教育事務所	〃	048-822-1860
県央地域振興センター	上尾市大字南 239-1	048-777-1110
埼玉県病虫害防除所	熊谷市須賀広 784	048-539-0661
中央家畜保健衛生所	さいたま市北区别所町 107-1	048-663-3071
埼玉県防災航空センター	川島町出丸下郷 53-1	049-297-7810
荒川左岸北部下水道事務所	桶川市小針領家 939 元荒川水循環センター	048-564-0016

(2) 警察機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
鴻巣警察署	鴻巣市東 4-1-3	048-543-0110
〃 北本交番	北本市本宿 2-8	048-591-1446
〃 北本駅前交番	〃 中央 2-172	048-592-2044
〃 二ツ家交番	〃 二ツ家 1-380-2	048-593-7610

(3) 消防機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
埼玉県央広域消防本部	鴻巣市箕田 1638-1	048-597-3301
〃 北本消防署	北本市緑 3-396	048-592-5005
〃 北本東分署	〃 宮内 7-240	048-592-2254

(4) 指定行政機関・指定地方行政機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527
関東農政局企画調整室	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0308
大宮国道事務所	〃 北区吉野町 1-435	048-669-1200
〃 大宮出張所	〃 北区日進町 3-342-1	048-663-4935

機関名	所在地	電話番号
荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
〃 熊谷出張所	熊谷市箱田 5-7-1	048-522-0612
熊谷地方气象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-7911
さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-4803
大宮公共職業安定所	〃 大宮区大成町 1-525	048-667-8609

(5) 自衛隊

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

(6) 指定公共機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道(株)北本駅	北本市北本 1-12	
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
日本赤十字社埼玉県支部	〃 浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	〃 浦和区北浦和 5-14-2	048-638-2803
NHKさいたま放送局	〃 浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
日本郵便(株)北本郵便局	北本市緑 1-167	048-591-1701
佐川急便(株)北関東支店	白岡市篠津 914-3	03-3699-3340

(7) 指定地方公共機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエムナックファイブ	〃 大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 11F	048-650-0795
(株)エナジー宇宙導管事業部北本	北本市古市場 1-5	048-590-6880
(一社)埼玉県 LP ガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410 エイ ペックスタワー浦和オフィス東館 4F	048-541-4711
(一社)埼玉県トラック協会鴻巣支部	鴻巣市広田 467-1	048-596-1121

(8) 協定締結市

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
十日町市	新潟県十日町市千歳町 3-3	025-757-3111
牛久市	茨城県牛久市中央 3-15-1	029-873-2111
富津市	千葉県富津市下飯野 2443	0439-80-1222
会津坂下町	福島県会津坂下町市中三番甲 3662	0242-84-1503
川島町	川島町大字下八ツ林 870-1	049-297-1811
韮崎市	山梨県韮崎市水神一丁目 3 番 1 号	0551-22-1111
吉見町	吉見町大字下神谷 411	0493-54-1505

(9) 団体関連、民間企業等

〔令和5年10月1日現在〕

団体名	所在地	電話番号
桶川北本水道企業団	北本市中丸 6-83	048-591-2775
(一社) 桶川北本伊奈地区医師会	〃 ニツ家 3-183	048-591-3140
(一社) 埼玉県北足立歯科医師会	鴻巣市赤見台 1-15-23	048-596-0275
北本市薬剤師会	北本市緑 3-211	048-593-4807
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
北本地区衛生組合	〃 朝日 1-200	048-591-5490
埼玉中部環境保全組合	吉見町大串 2808	0493-54-0666
さいたま農業協同組合	さいたま市見沼区東大宮 4-21-1	048-666-1251
北本市商工会	北本市宮内 7-148	048-591-4461
北本市社会福祉協議会	〃 高尾 1-180	048-593-2961
北本市総合建設業協会	〃 北本 4-273	048-591-4101
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区植竹町 1-820-6	048-663-0242
(一社) 埼玉建築士会中央北支部	桶川市寿町 1-5-7	048-771-2750
埼玉県立北本高等学校	北本市古市場 1-152	048-592-2200
北本リサイクル事業協同組合	〃 宮内 7 丁目 147 番地	048-591-6432
生活協同組合コープみらい	さいたま市南区根岸 1-5-5	048-789-6401
社会福祉法人松寿会	北本市緑 4-104	048-591-3233
社会福祉法人ピースケア	〃 朝日 1-30-1	048-593-8080
特別養護老人ホームさくら苑	〃 深井 5-67	048-541-7771
社会福祉法人一粒	鴻巣市鎌塚 40-1	048-547-2064
社会福祉法人千歳会	北本市深井 3-25-1	048-579-5110
埼玉県行政書士会	さいたま市浦和区仲町 3-11-11	048-833-0900
埼玉県司法書士会	〃 浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	桶川市加納 180	048-774-1103
本田航空(株)	川島町大字出丸下郷 53-1	049-299-1111
コーエィ(株)	群馬県前橋市上小出町 1-9-12	027-233-0522
(株) 矢口造園	北本市古市場 2-265	048-591-4593
(株) カインズ	本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495-25-1000
有限会社しんごや石油	北本市本町 6-271	048-591-1643
(株) ジェイコム埼玉・東日本	さいたま市浦和区常盤 10 丁目 4 番 1 号	048-088-1177
(株) ゼンリン	〃 中央区新都心 7 番地 2 大宮 サウスゲート 9F	048-767-5758
(株) マミーマート	〃 北区宮原町 2-44-1	048-654-2511
LINE ヤフー (株)	東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガー デンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	03-6898-6763
三協フロンティア (株) 北本店	北本市中丸 6-115-1	048-593-8001
日藤ダンボール (株)	桶川市大字坂田 860-3	048-728-1111

団体名	所在地	電話番号
日本 GLP（株）	東京都中央区八重洲 2-2-1 東京ミッド タウン八重洲 八重洲セントラルタワー 16F	03-6897-8008
（株）平和アルミ製作所	〃 荒川区町屋 3-20-13	03-3892-5136

資料 3. 2 北本市防災会議委員名簿

北本市防災会議委員名簿

No.	委員の別	区 分	所属する機関	職 名
-	会長		北本市	市 長
1	1号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	事 務 所 長
2			厚生労働省埼玉労働局さいたま労働基準監督署	署 長
3			国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	事 務 所 長
4			農林水産省関東農政局 埼玉県拠点	地 方 参 事 官
5	2号委員	県の機関	埼玉県北本県土整備事務所	所 長
6			埼玉県県央地域振興センター	副 所 長
7			埼玉県鴻巣保健所	所 長
8			埼玉県さいたま農林振興センター	所 長
9	3号委員	警察機関	埼玉県警察本部鴻巣警察署	署 長
10	4号委員	市の機関	北本市	副 市 長
11			北本市	政策推進部長
12			北本市	総 務 部 長
13			北本市	市民経済部長
14			北本市	福 祉 部 長
15			北本市	こども健康部長
16			北本市	都市整備部長
17			北本市	議会事務局長
18			北本市	市 長 公 室 長
19			北本市	健康づくり課長
20			北本市	東 保 育 所 長
21	5号委員	教育機関	北本市教育委員会	教 育 長
22			北本市教育委員会	教 育 部 長
23	6号委員	消防機関	埼玉県央広域事務組合消防本部	消 防 長
24			埼玉県央広域事務組合消防本部	北本消防署長
25			北本市消防団	団 長
26	7号委員	一部事務組合の機関	桶川北本水道企業団	事 務 局 長
27			北本地区衛生組合	事 務 局 長
28			埼玉中部環境保全組合	事 務 局 長
29	8号委員	指定公共機関及び 指定地方公共機関	(株) J R 東日本ステーションサービス	ブ ロ ッ ク 長
30			東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	副 総 支 社 長
31			東日本電信電話(株)	執行役員埼玉事業部長
32			(株) エナジー宇宙	総務企画部長
33	9号委員	公共的団体	(一社) 桶川北本伊奈地区医師会	医 師
34			さいたま農業協同組合	管 理 課 長
35			北本市商工会	副 会 長
36			(一社) 埼玉県北足立歯科医師会北本支部	北 本 支 部 長
37			北本市社会福祉協議会	常 務 理 事
38	10号委員	自主防災組織 学識経験者	自主防災会《ワコーレロイヤルガーデン北本防災会》	副 会 長
39			自主防災会《北本団地第1 自主防災会》	会 長
40			自主防災会《東間8丁目自主防災会》	会 長
41			自主防災会《西高尾1丁目自治会自主防災会》	会 長

資料 3. 3 自主防災組織一覧

■北本市自主防災会一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

No.	名 称	設立年月日
1	石戸宿自主防災会(西 8 地区)	平成 7 年 3 月 1 日
2	中丸 5 丁目自主防災会	平成 7 年 3 月 11 日
3	本町 7・8 丁目自主防災会	平成 7 年 7 月 1 日
4	北本 2 丁目自主防災会	平成 7 年 8 月 1 日
5	チサン第 3 団地自主防災会	平成 8 年 10 月 27 日
6	中丸 2 丁目自主防災会	平成 9 年 4 月 1 日
7	北本団地第 1 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
8	北本団地第 2 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
9	北本団地第 3 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
10	北本団地第 4 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
11	北本団地第 5 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
12	宮内 1 丁目自主防災会	平成 13 年 2 月 1 日
13	西 4 地区自主防災会	平成 13 年 10 月 15 日
14	北本スカイハイツ防犯・防災隊	平成 14 年 4 月 1 日
15	グリーンハイツ北本自主防災会	平成 15 年 4 月 1 日
16	二ツ家団地自主防災会	平成 16 年 4 月 1 日
17	東 7 地区自主防災会	平成 17 年 3 月 1 日
18	西高尾 6 丁目自主防災会	平成 17 年 10 月 2 日
19	東 8 地区自主防災会	平成 18 年 2 月 1 日
20	東 10 地区自主防災会	平成 18 年 3 月 1 日
21	東 11 地区自主防災会	平成 18 年 3 月 1 日
22	東 19 地区自主防災会	平成 18 年 3 月 1 日
23	サンマンション北本自主防災会	平成 17 年 11 月 13 日
24	本町 3 丁目自主防災会	平成 18 年 7 月 2 日
25	西高尾 7 丁目自治会防災会	平成 18 年 7 月 5 日
26	東間 8 丁目自主防災会	平成 18 年 11 月 1 日
27	東 9 地区自主防災会	平成 19 年 2 月 1 日
28	ワコーレロイヤルガーデン北本防災会	平成 19 年 3 月 1 日
29	本宿 3 丁目自主防災会	平成 19 年 6 月 1 日
30	宮内 3 丁目自主防災会	平成 19 年 9 月 1 日
31	西高尾 3 丁目自治会防災会	平成 19 年 12 月 5 日
32	西高尾 5 丁目自治会防災会	平成 19 年 12 月 21 日
33	西高尾 4 丁目自主防災会	平成 19 年 12 月 20 日
34	宮内 2 丁目自主防災会	平成 19 年 12 月 1 日
35	西高尾 1 丁目自主防災会	平成 20 年 3 月 1 日
36	西高尾 2 丁目自治会自主防災会	平成 20 年 9 月 7 日
37	本町 6 丁目自主防災会	平成 20 年 8 月 14 日
38	中丸 7 丁目自主防災会	平成 20 年 10 月 1 日

No.	名 称	設立年月日
39	北本ハイデンス自治管理組合防災会	平成20年11月23日
40	京王地区自主防災会	平成20年11月24日
41	北本3丁目自主防災会	平成21年 8月 1日
42	中丸3丁目自主防災会	平成21年 8月 1日
43	西高尾8丁目自主防災会	平成21年10月14日
44	中丸1丁目自主防災会	平成22年 2月 6日
45	アトレ北本自主防災会	平成22年 6月 1日
46	中央1丁目町会自主防災会	平成22年12月 1日
47	西9地区自主防災会	平成23年10月 1日
48	西11地区自主防災会	平成24年 4月 1日
49	中丸6丁目自主防災会	平成24年11月 1日
50	山中1・2丁目自主防災会	平成24年11月25日
51	谷足自治会西19自主防災会	平成25年 4月14日
52	マリオン北本自主防災会	平成25年 9月15日
53	二ツ家4丁目自主防災会	平成26年10月26日
54	本宿2丁目自主防災会	平成26年12月 1日
55	二ツ家3丁目自主防災会	平成28年 4月 1日
56	ハイムタウン自主防災会	平成28年 9月 1日
57	東間7丁目自主防災会	平成28年12月 1日
58	東間3丁目自主防災会	平成29年 7月 1日
59	東間4丁目自主防災会	平成29年 7月 1日
60	東間2丁目自主防災会	平成30年 4月15日
61	東間1丁目自主防災会	平成30年 4月 1日
62	深井第三地区自主防災会	平成31年 4月10日
63	中丸8丁目自治会自主防災会	令和元年 5月31日
64	北本4丁目自主防災会	令和 2年 4月 5日
65	西16河岸自主防災会	令和 2年 5月 1日
66	西二自治会自主防災会	令和 3年10月25日
67	東間5・6丁目自主防災会	令和 3年12月 1日
68	二ツ家2丁目自治会自主防災会	令和 4年 8月24日
69	東五地区自主防災会	令和 5年 4月 2日

《 4. 災害危険箇所、危険施設等 》

資料 4. 1 重要水防区域一覧

■【荒川】重要水防区域一覧表

重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			
越水 (溢水)	B	左	埼玉県北本市 高尾四丁目	59.6 上 63～ 59.6 下 75	145	計画高水流量規模の洪水の水位が計画 堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工

■【赤堀川】重要水防区域一覧表

重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			
堤防高	B	左	鴻巣市常光～ 蓮田市高虫	3.9 k 70～ 0.0 k	3,970	堤防余裕高不足	積み土嚢工
堤防高	B	右	鴻巣市常光～ 蓮田市高虫	3.9 k 70～ 0.0 k	3,970	堤防余裕高不足	積み土嚢工

注)「重要度」欄の評定基準は、次のとおり

種別	埼玉県	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	堤防余裕高が計画高水位又は既往最大水位に対して、最も危険が予想される箇所	堤防余裕高が計画高水位又は既往最大水位に対して、危険が予想される箇所

資料 4. 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

箇所番号	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
11102-I-0003	荒井六丁目－1	北本市荒井六丁目地内	急傾斜地の崩壊	H20年3月28日
11102-II-0004	石戸宿六丁目－1	北本市石戸宿六丁目地内	急傾斜地の崩壊	H25年1月22日

資料 4. 3 危険物施設一覧

■危険物施設一覧

[令和 5 年 3 月 31 日現在]

製 造 所	貯蔵所						取扱所				事業所数
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所		一般取扱所	
								第1種	第2種		
－	18	6	1	11	2	2	12	1	－	15	68

資料 4. 4 ガス施設一覧

■ガス施設一覧

[令和 6 年 2 月 1 日現在]

名称	所在地	電話番号	事業内容
大洋液化ガス株式会社埼玉工場	北本市深井 8－13	541－1097	高圧 L P ガス製造
(株) エナジー宇宙導管事業部北本	北本市古市場 1－5	590－6880	都市ガスの供給

《 5. 情報通信、広報活動関連 》

資料 5. 1 災害時優先電話登録状況一覧

■災害時優先電話登録状況一覧

[令和5年10月1日現在]

番号	設置場所	所在地	摘要
1	北本市役所（市長室）	北本市本町 1—111	
2	〃 （くらし安全課）	〃	
3	〃 （総務課）	〃	
4	コミュニティセンター	北本市本町 8-156-3	
5	勤労福祉センター	〃 宮内 1-120	
6	健康増進センター	〃 中丸 10-55	
7	あすなろ学園	〃 中丸 10-54-2	
8	児童発達支援センター	〃 高尾 1-176	
9	中央保育所	〃 栄 1-2	
10	東保育所	〃 本宿 7-80-1	
11	深井保育所	〃 深井 4-2	
12	総合福祉センター	〃 高尾 1-180	
13	学習センター	〃 栄 13	
14	体育センター	〃 古市場 1-156	
15	文化センター	〃 本町 1-2-1	
16	南部公民館	〃 二ツ家 1-127	
17	東部公民館	〃 本宿 2-33	
18	西部公民館	〃 荒井 3-95	
19	北部公民館	〃 深井 4-155	
20	中丸公民館	〃 中丸 10-419	
21	旧栄小学校	〃 栄 1	
22	中丸小学校	〃 宮内 7-145	
23	石戸小学校	〃 荒井 2-320	
24	南小学校	〃 緑 3-387	
26	北小学校	〃 深井 4-45	
27	西小学校	〃 本町 7-3	
28	東小学校	〃 中丸 6-65	
29	中丸東小学校	〃 中丸 10-270	
30	北本中学校	〃 本町 1-1-1	
31	東中学校	〃 山中 2-128	
32	西中学校	〃 石戸 9-210	
33	宮内中学校	〃 宮内 4-322	
34	中丸学童保育室	〃 宮内 7-145	
35	石戸学童保育室	〃 荒井 2-320	

番号	設置場所	所在地	摘要
36	石戸第二学童保育室	〃 荒井 2 -320	
37	南学童保育室	〃 緑3-387	
38	北学童保育室	〃 深井 4 -45	
39	北第二学童保育室	〃 深井 4 -45	
40	西学童保育室	〃 本町 7 -14	
41	西第二学童保育室	〃 本町 7 -14	
42	東学童保育室	〃 中丸 6 -173	
43	東第二学童保育室	〃 中丸 6 -173	
44	中丸東学童保育室	〃 中丸10-350- 2	

資料 5. 2 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

- 注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- 注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

- 注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 5. 3 竜巻予報の概要

竜巻予報の概要

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間 10～20 個程度発生している。季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの 9 月頃に最も多く確認されている。

2 竜巻の特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数 km にわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

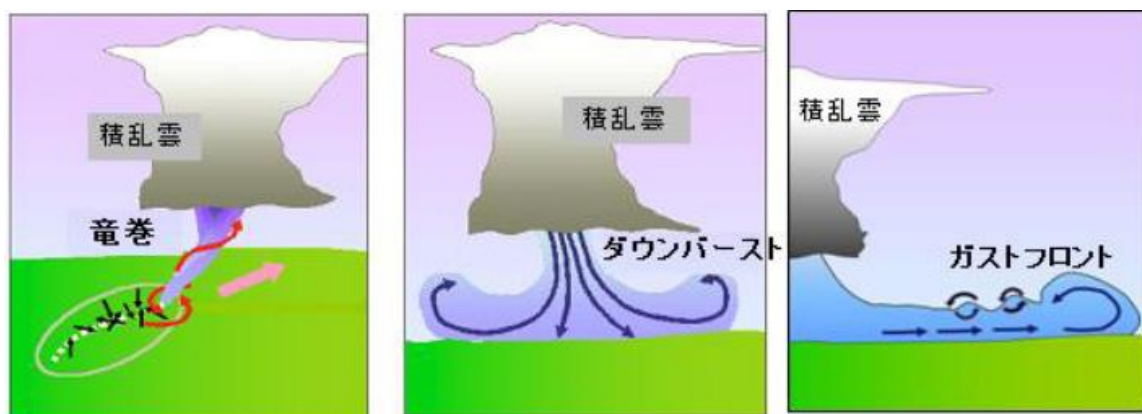
3 その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

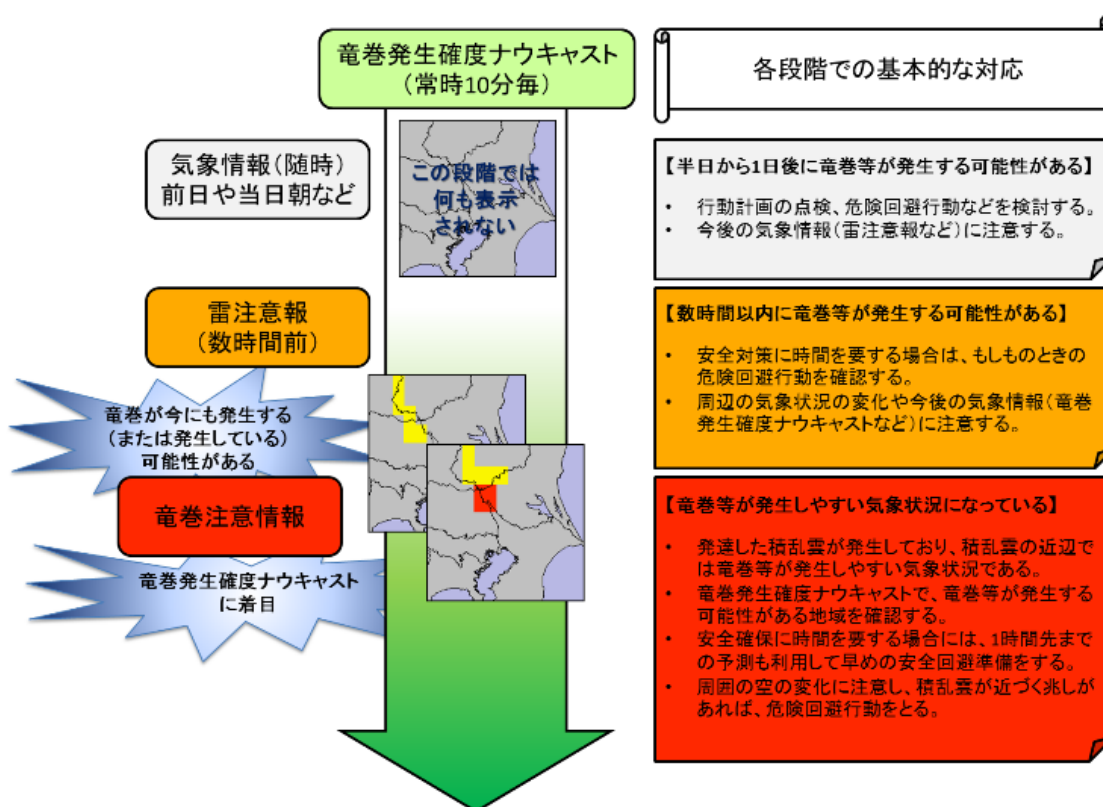
4 竜巻に関する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と 1 時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

（１）段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1 日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10 分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2 が現れた地域（県など）に発表される。



（２）竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表されるので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合に簡単にできる対応としては、まず周囲の空の状況に注意を払うことである。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけることが必要である。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

《参考》

◆「竜巻注意情報の概要」

- 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約 200 倍となっている。
- 情報の有効期間は 1 時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される（「竜巻注意情報の発表例」参照）。
- 適中率は 4 % 程度、補足率は 20～30 % 程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

■【竜巻注意情報】の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第 1 号

令和××年 4 月 20 日 10 時 27 分 △△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20 日 11 時 30 分まで有効です。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャストの概要」

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で 10 分毎に 60 分先までの予測を行う。

発生確度 2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率 5～10%、捕捉率 20～30%)

発生確度 1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率 1～5%、捕捉率 60～70%)

10 分ごとに更新して提供しており、発生確度 1 に満たない地域は、発生確度は表示されない。発生確度 2 は、発生確度 1 に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いと、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度 1 は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

(3) その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。

この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約 8 倍、雷注意報で約 20 倍高くなっている状態である。

資料 5. 4 北本市防災行政用無線局運用要綱

北本市防災行政用無線局運用要綱

昭和 56 年 3 月 31 日

要綱第 7 号

注 平成 20 年 3 月から改正経過を注記した。

北本市防災行政用無線局運用要綱

北本市防災行政無線運用要綱（昭和54年要綱第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、北本市の防災行政用無線局設備（無線設備を利用して市民に放送する設備をいう。以下「防災行政無線」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第 2 条 防災行政無線の管理は、市民経済部長が統括する。

2 市民経済部くらし安全課長（以下「くらし安全課長」という。）は、電波法（昭和25年法律第131号）に定める無線従事者をして無線設備の操作に当たらせるとともに、担当職員を指導して防災行政無線の運用について、適正を期さなければならない。

3 埼玉県央広域消防本部（以下「消防本部」という。）に置かれる遠隔制御装置の運用管理は、消防本部の長が統括する。

（放送の範囲等）

第 3 条 防災行政無線を使用して放送する事項を、平常時及び災害時に区分する。

2 平常時に放送する事項は、定時放送及び臨時放送として次に掲げるとおりとする。

- （1） 毎日 1 回の別表第 1 に掲げる自動放送に関する事項
- （2） 市行政について、緊急に市民に周知させ、又はその協力を必要とする事項
- （3） 公害についての注意報及び警戒報に関する事項
- （4） 人命その他の重大かつ急迫な危険に関する事項
- （5） 他の官公署及び公共機関からの依頼による緊急性の高いもので、市民に連絡及び周知を図る事項

3 災害時に放送する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害情報及び災害についての予報並びに警報に関する事項
- （2） 災害の状況により、市民を避難場所へ誘導する事項
- （3） 災害地への応急資料、食料、物資等の搬送に関する事項
- （4） 火災の情報に関する事項
- （5） その他災害上緊急を要する事項

（運用）

第 4 条 防災行政無線は、平日の勤務時間内は、市民経済部くらし安全課において運用し、その他の日及び時間については、消防本部において、放送するものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、この限りでない。

（防災行政無線送受信設備）

第5条 防災行政無線送受信設備の設置箇所は、別表第2に掲げるとおりとする。

(放送の依頼)

第6条 第3条第2項に掲げる放送事項を依頼しようとする各部課長(室長、局長及び所長を含む。以下「部課長」という。)又は官公署若しくは公共機関の長は、放送する前日(前日が北本市の休日を定める条例(平成3年条例第16号)に規定する市の休日に当たるときはその前日とする。)の午後3時までにくらし安全課長が別に定める方法により依頼しなければならない。

2 第3条第3項に掲げる放送事項が発生したときは、くらし安全課長が別に定める方法により依頼しなければならない。ただし、消防本部において放送するとき、又は事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭又は電話等により依頼することができる。

(放送)

第7条 くらし安全課長は、前条に定める放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送することができる。

2 放送は、簡潔、正確かつ明瞭(りよう)に発音して行うものとし、当該放送に誤りがあると認めたときは、直ちに訂正の放送を行うものとする。

(業務日誌・放送資料の保存)

第8条 放送に従事する無線従事者は、放送を行ったときは、無線業務日誌に放送内容を記載するとともに放送を行った資料を整理し、保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災行政無線の運用に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年要綱第15号)

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年3月1日から施行する。

附 則 (昭和63年要綱第2号)

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成元年告示第17号)

この告示は、平成元年3月1日から施行する。

附 則 (平成3年告示第74号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第6条第1項の改正規定は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第6条及び様式第1号の改正規定は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年告示第33号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年告示第136号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年告示第39号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年告示第176号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の北本市防災行政用無線局運用要綱の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成16年告示第64号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第88号）

この告示は、公布の日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則（平成20年告示第63号）

この告示中第7条第2項の改正規定及び別表第2の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第101号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第165号）

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

略

別表第2(第5条関係)

(平20告示63・平24告示101・平28告示165・一部改正)

※当該表は、次頁に表示

様式第2号(第6条関係)(平20告示63・一部改正)

※「災害時放送依頼書」は、「様式集(様式12)」に添付

■北本市防災行政無線受信所一覧表

連番号	受信所名	設置場所	連番号	受信所名	設置場所
—	北本市役所	本町 1-111	37	二ツ家公会堂	二ツ家 1-371
1	深井 3 丁目	深井 3-29-1	38	二ツ家 4 丁目	二ツ家 4-149-1
2	浅間神社	東間 1-7	39	北本消防署	緑 3-396
3	東間 7 丁目	東間 7-104	40	西小学校	本町 7-3
4	宮内 3 丁目	宮内 3-167-2	41	北本消防署東分署	山中 1-195
5	北本 3 丁目	北本 3-46	42	山中 2 丁目	山中 2-52
6	北本 1 丁目	北本 1-76	43	中丸東公会堂	中丸 8-108
7	西高尾 5 丁目	西高尾 5-127	44	荒井	荒井 2-463
8	東保育所	本宿 7-66	45	深井 7 丁目	深井 7-329
9	中丸 5 丁目	中丸 5-94	46	北小学校	深井 4-45
10	本町 5 丁目貯水槽	本町 5-126-2	47	東間 8 丁目ニュータウン公園	東間 8-230-77
11	南団地公園	下石戸 6-184	48	宮内公園	宮内 1-121-1
12	北本団地	栄 7	49	宮内 6 丁目	宮内 6-275
13	向郷貯水槽	石戸 9-104	50	北本総合公園	古市場 1-186
14	南	荒井 3-208	51	北袋神社	高尾 4-107
15	本宿 4 丁目	本宿 4-28	52	東谷足	高尾 2-18
16	深井 6 丁目	深井 6-87-1	53	西高尾 6 丁目	西高尾 6-179-1
17	深井 8 丁目	深井 8-231	54	北本中学校	本町 1-1-1
18	宮内氷川神社	宮内 4-135	55	中丸氷川神社	中丸 3-91-1
19	常光別所公会堂	朝日 2-205	56	本宿 6 丁目	本宿 6-41
20	朝日 4 丁目	朝日 4-661	57	八雲神社	石戸 8-8
21	中丸公会堂	中丸 10-90	58	緑 1 丁目公園	緑 1-81
22	中丸 10 丁目	中丸 10-747	59	栄小学校	栄 1
23	中丸児童公園	中丸 6-82	60	台原	下石戸下 1477-3
24	高尾 1	高尾 5-180	61	中丸 1 丁目	中丸 1-6-10
25	高尾 2	高尾 6-65	62	ふれあいの家	緑 4-198
26	谷足	石戸 3-109	63	三井団地公園	二ツ家 2-221
27	荒井地産	石戸 4-173	64	石戸宿 5 丁目	石戸宿 5-83
28	宮岡公会堂	高尾 8-98	65	堀の内集会所	石戸宿 3-128
29	石戸宿 7 丁目	石戸宿 7-100	66	ハイムタウン	石戸 7-34
30	大蔵寺	石戸 6-206	67	石戸浄水場	下石戸下 631
31	西中学校	石戸 9-210	68	中丸公民館	中丸 10-419-1
32	九丁公会堂	石戸宿 1-110	69	緑 2 丁目	緑 2-213
33	子供公園	石戸宿 3-225	70	朝日 2 丁目	朝日 2-252-1
34	中央 4 丁目	中央 4-63	71	宮内阿弥陀堂墓地	宮内 5-91
35	宮岡貯水槽	高尾 9-3	72	東間 4 丁目	東間 4-59
36	南部公民館	二ツ家 1-127	73	古市場 3 丁目	古市場 3-200

資料 5. 5 北本市防災行政用無線局管理規程

北本市防災行政用無線局管理規程

平成 8 年 3 月 29 日

訓令第 4 号

注 平成 20 年 3 月から改正経過を注記した。

北本市防災行政用無線局管理規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、北本市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する北本市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成等)

第 3 条 無線局の回線構成、配置等は、別に定める。

(総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市民経済部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、市民経済部くらし安全課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理及び監督の業務を所掌する。

3 管理者は、第1項に掲げる部署の課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に応じ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法その他関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法その他関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理保管しておくものとする。

3 無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用要綱によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める保守点検を行い、その責任者は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者

(2) 毎月点検 管理責任者

(3) 年点検(年2回) 総括管理者

2 点検項目については、別に定める。

3 陸上移動局については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに保守点検の責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる定期的な通信訓練を行う。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期

- 2 訓練は、通信統制訓練、市民への通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。
- 3 管理責任者は、毎年度 1 回以上、災害通信訓練を実施して放送の円滑、迅速な処理に対応できるようにしなければならない。
- 4 前項の通信訓練は、訓練する日時をあらかじめ市長に伝達し、災害と混同しないよう配慮しなければならない。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年 1 回以上、通信取扱者に対して必要な研修を行うものとする。

(部外設置の陸上移動局管理者)

第16条 陸上移動局のうち、部外に設置する可搬型に陸上移動局管理者を置き、職員の中から市長が任命する。

- 2 陸上移動局管理者の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。
- 3 陸上移動局管理者は、その地域における状況報告等の業務に従事する。

(平日の勤務時間外等における管理及び運用)

第17条 平日の勤務時間外、日曜、土曜、祝日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までにおける無線系の管理及び運用業務については、別に定める協定書並びに別に定める指揮命令に基づき行うものとする。

(委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成10年訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第 3 号)

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第 2 号)

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年訓令第 1 号抄)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

略

《 6 . 消 防 ・ 水 防 活 動 関 連 》

資料 6 . 1 消防用水利現有状況

■消防用水利現有状況

[令和 5 年 4 月 1 日現在]

消火栓	防 火 水 槽					プール	合 計
	20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	60m ³ 以上 100m ³ 未満	100m ³ 以上	小 計		
709	151	206	16	2	375	10	1,094
(513)	[56]	[108]	[13]	[1]	[178]		

注 1) () 数は、消防水利の基準第 3 条第 2 項に基づくもの

注 2) [] 数は、耐震性

資料 6 . 2 雨量計設置状況

■雨量計設置状況

管内	観測所名	流域名	所在地
北本県土整備事務所	北本県土	赤堀川	北本市東間 3—143

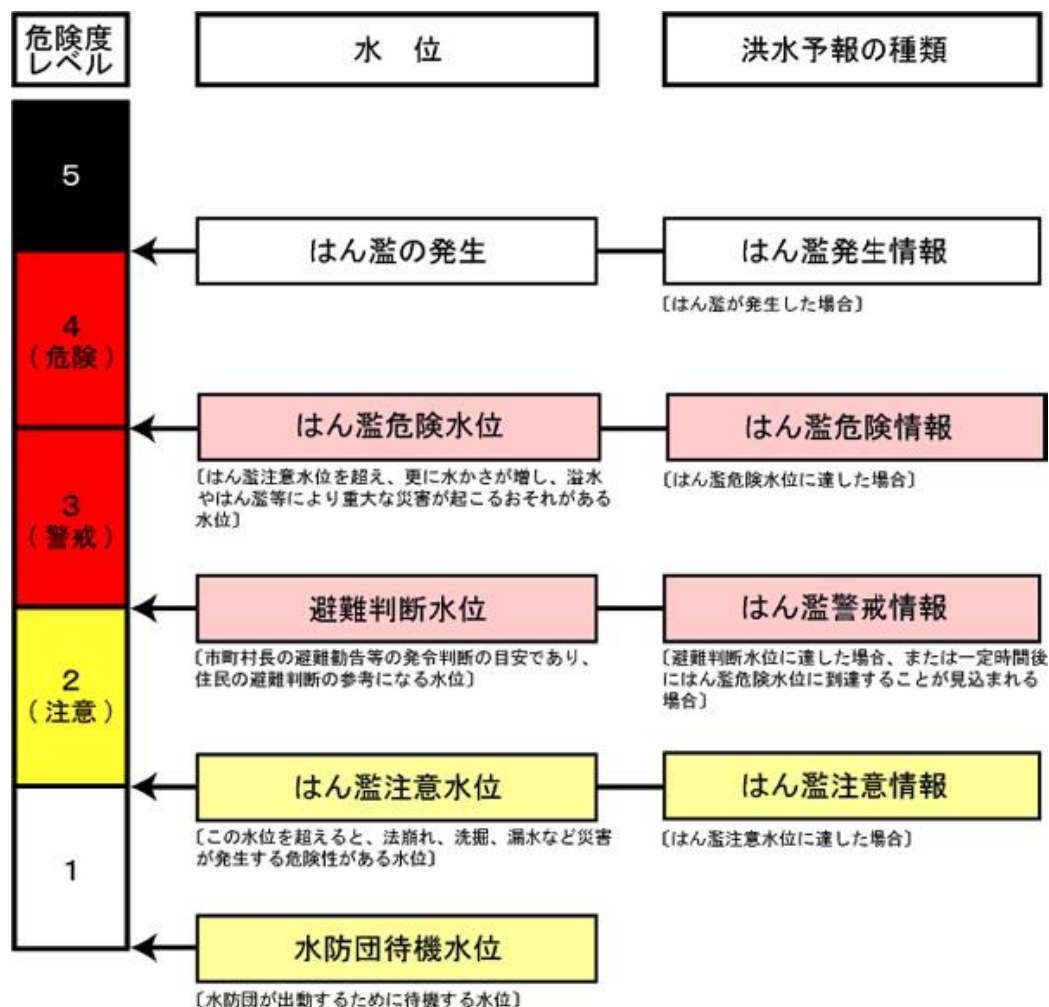
資料 6 . 3 堰、水・こう門一覧

■堰、水・こう門一覧

河川名	名 称	位 置	管理者	操作担当者	操作の基準	備 考
荒川	城ヶ谷樋管	左岸 北本市石戸宿 6—6	国土交通大臣	北本市長	熊谷水位が 3.50m 以上で、荒川から逆 流が始まったとき に全閉する。	電動捲揚式

資料 6. 4 水位情報模式図

水位情報模式図（河川水位と洪水予報の関係）



《 7 . 医療、救護、環境、衛生 》

資料 7 . 1 救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）

埼玉県鴻巣保健所	所在地	〒365-0039 鴻巣市東 4-5-10	電話番号 F A X 番号	048-541-0249 048-541-5020
----------	-----	--------------------------	------------------	------------------------------

■救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）

[令和 5 年 10 月現在]

医療機関名	所在地	電話番号	FAX 番号	診療科目
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048- 541-2800	048- 541-1900	内、整、脳、外、形、皮、リウ、呼、循、消
このす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048- 541-1131	048- 541-2730	内、外、整、泌、眼、脳、リハ、麻、消化器外科、救急科、漢方内科、放、腎臓内科（人工透析）、循内、耳、皮、内分泌糖尿病科
医療法人財団ヘリオス会 ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048- 569-3111	048- 569-2093	内、外、整、脳、リハ、小、形、循、麻、放
村越外科・胃腸科・肛門科	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548- 0048	048-549- 1300	肛、胃、外、放、麻、整、内、リハ、泌、消内、消化器外科、循内
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048- 773-1111	048- 773-7122	内、外、小、耳、産婦、眼、整、皮、泌、麻、脳、美、脳神経内科、心外、リハ、歯外、形、心療、呼外、循内、消内、消化器外科、放射線診断科、放射線治療科、感染症内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、呼内、気管食道外科、肛門外科、病理診断科、臨床検査科、救急科、頭頸部外科、緩和ケア内科、乳腺外科、内視鏡外科、腫瘍内科、小外、アレルギー、膠原病内科、肝臓外科、肝臓内科、呼吸器腫瘍科、女性泌尿器科
医療法人藤仁会 藤村病院	上尾市仲町 1-8-33	048-776- 1111	048-776- 1768	外、整、皮、泌、内、リハ、脳、麻、循内、神内、漢方内科、消内、消化器外科、呼外、乳腺外科、気管食道外科、肛、肛門外科、内視鏡外科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、呼内
医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	桶川市坂田 1726	048-776- 0022	048-772- 1661	内、脳神経内科、外、整、皮、泌、脳、歯、リハ、矯歯、循内、歯外、消内、乳腺外科
医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	北本市深井 3-75	048-543- 1011	048-543- 1316	内、リハ、泌、消内、循内、消化器外科、循外、整、人工透析内科、脳神経内科
北里大学 メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593- 1212	048-593- 1239	内、外、整、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳、脳神経内科、放、麻、形、呼内、消内、循内、腎臓内科、内分泌代謝内科、消化器外科、呼外、乳腺外科、救急科、精、病理診断科、リウ、膠原病内科
医療法人社団愛友会 伊奈病院	北足立郡伊奈町 小室 5014-1	048-721- 3692	048-722- 9983	内、消内、外、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整、脳、リウ、小、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、麻、救急科

資料 7. 2 災害拠点病院（埼玉県）

■災害拠点病院（埼玉県）

[令和 5 年 10 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	0570-08-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-799-5146
○上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111
○埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

資料 7. 3 救命救急センター（埼玉県）

■救命救急センター（埼玉県）

[令和 5 年 10 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院 高度救命救急センター	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター 救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター 救命救急センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院 救命救急センター	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
埼玉県済生会加須病院 救命救急センター	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888

資料 7. 4 トリアージタグ

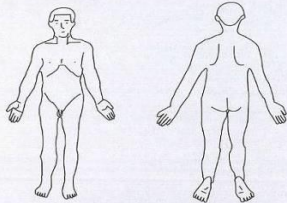
「トリアージタグ」サンプル例 (表面) (裏面)

(災害現場用) 春日部市消防本部

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医 師 救 急 救 命 士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項	

特記事項



(黒) ○

(赤) I

(黄) II

(緑) III

(黒) ○

(赤) I

(黄) II

(緑) III

資料 7. 5 応急給水用資機材一覧

■ 応急給水用機材

種別	容量	数量	保管場所
給水車	2 t	1 台	北本市中丸 6-83

■ 給水用資機材

種別	形状	数量	保管場所
浄水装置	AQUACE AQ-120RTM 型	14	広域避難所防災倉庫

《 8. 防災備蓄、輸送・交通 》

資料 8. 1 防災備蓄品一覧

■防災備蓄品一覧（主な品目）

[令和 6 年 1 月 1 日現在]

名称	数量	備考
アルファ米	32,000 食	計 44,180 食
ビスコ、ビスケット等	12,180 食	
飲料水	27,708ℓ	
救急箱	81 個	
発電機	78 個	ガソリン大 29 台 “ 小 32 台 ガス 17 台
ハロゲンライト	15 個	
毛布、ブランケット	7,421 枚	
簡易トイレ	62,250 回分	

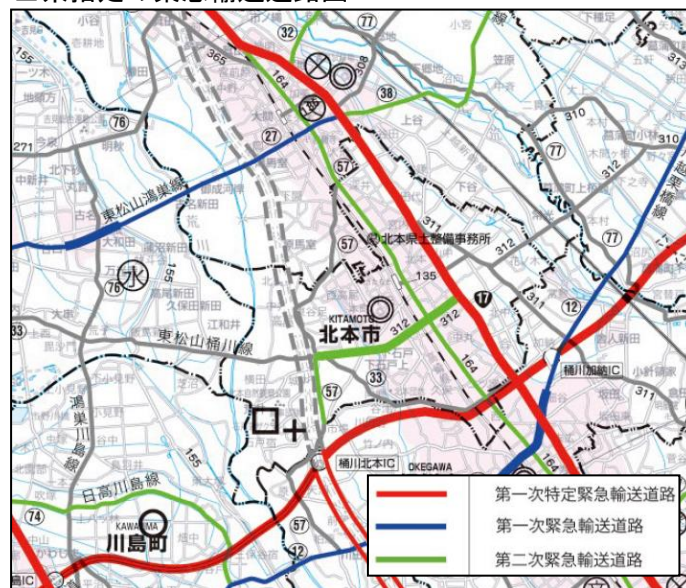
資料 8. 2 飛行場場外離着陸場一覧

■飛行場場外離着陸場一覧

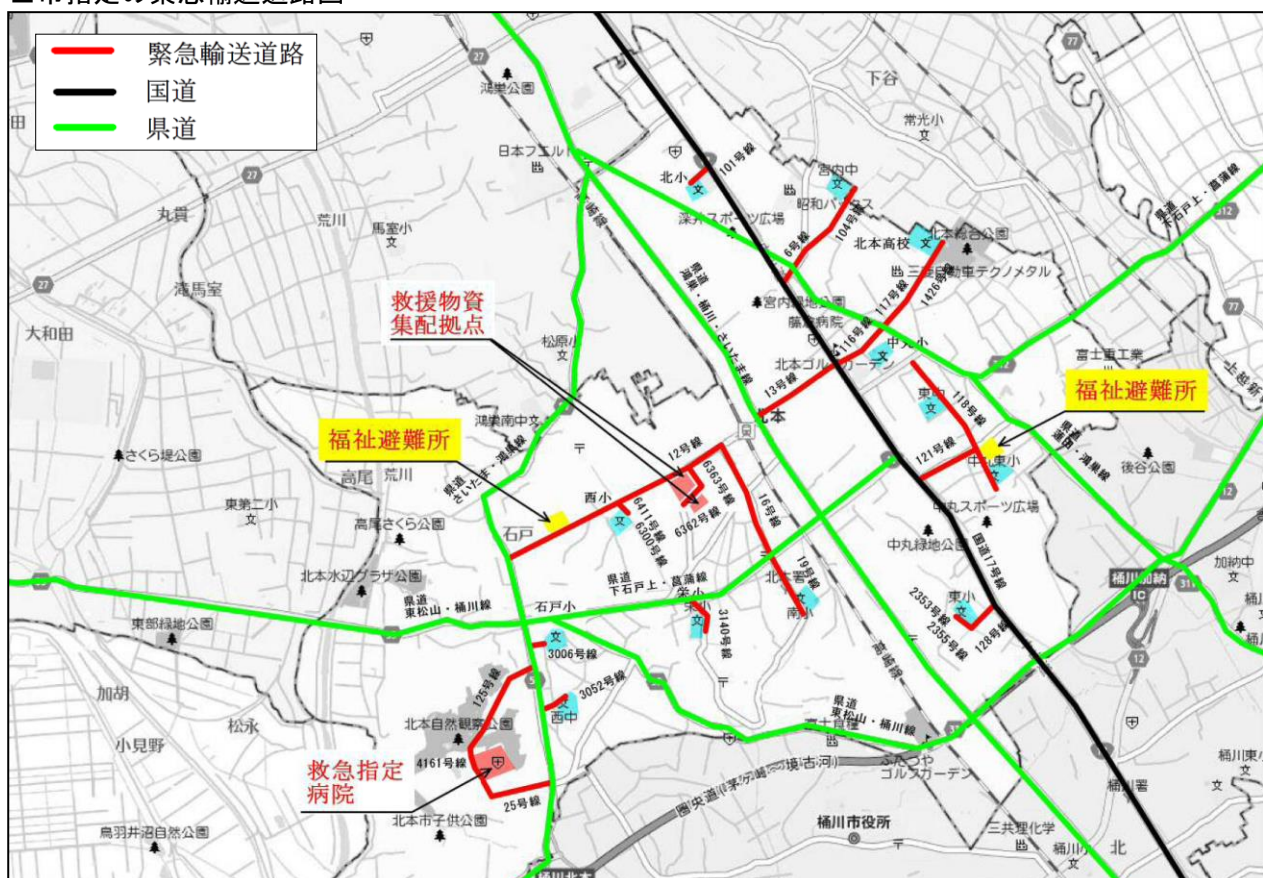
場外名称	地名番地	座標・北緯			座標・東経			管理者
		°	'	″	°	'	″	
北本市立北本中学校	北本市本町 1-1-1	36	1	30	139	31	55	北本市教育委員会
北本スポーツセンター	北本市石戸 2-214	36	1	14	139	31	31	解脱会

資料 8. 3 指定緊急輸送道路図

■県指定の緊急輸送道路図



■市指定の緊急輸送道路図



《 9 . 避難活動、要配慮者関連 》

資料 9 . 1 指定避難所一覧

市は、災害の危険性があり避難した人々を、災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人々を一時的に滞在させ、食料、物資の配給などを行う施設として市内の小・中学校等を「指定避難所」として指定した。

これまで、市が広域避難所として指定している施設との関係は、次のとおりである。

■ 広域避難所（指定避難所）一覧

地区 区分	広域避難所	指定 避難 所	防 災 倉 庫	所在地	電話番号	災害区分		
						地震	洪水	土砂 災害
1	東小学校	◎	○	中丸 6-65	592-2050	○	○	○
2	中丸東小学校	◎	○	中丸 10-270	593-3730	○	○	○
3	東中学校	◎	○	山中 2-128	592-3145	○	○	○
4	中丸小学校	◎	○	宮内 7-145	591-2006	○	○	○
5	体育センター	—	○	古市場 1-156	593-2511	○	—	○
6	宮内中学校	—	○	宮内 4-322	543-2900	○	—	○
7	北小学校	◎	○	深井 4-45	542-3144	○	○	○
8	北本中学校	◎	○	本町 1-1-1	591-2057	○	○	○
9	文化センター	◎	○	本町 1-2-1	591-7321	○	○	○
10	南小学校	◎	○	緑 3-387	591-4709	○	○	○
11	西小学校	◎	○	本町 7-3	591-1180	○	○	○
12	旧栄小学校	◎	○	栄 1		○	○	○
13	石戸小学校	◎	○	荒井 2-320	591-2007	○	○	○
14	西中学校	◎	○	石戸 9-210	592-9397	○	○	○

注) 災害区分「地震」の「○」印は、耐震改修済みで、震災時に利用可能な施設を示す。

災害区分「洪水」の「○」印は、浸水想定区域外で、洪水時に利用可能な施設を示す。

災害区分「土砂災害」の「○」印は、土砂災害警戒区域外で、土砂災害時に利用可能な施設を示す。

資料 9 . 2 指定緊急避難場所一覧

市は、発災直後の緊急に避難する場所として、災害の種類に応じて指定する「指定緊急避難場所」を、以下に示すように「洪水」「地震」「大規模な火事」「内水氾濫」及び「土砂災害」に分けて指定した。

避難後は、被害状況に応じ市が指定する広域避難所（指定避難所）等に避難する。

■指定緊急避難場所一覧

地区 区分	施設名	所在地	電話番号	災害区分					避難対象地域 の目安
				洪水	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	土砂 災害	
1	東小学校	中丸 6-65	592-2050	◎	◎	○	◎	◎	中丸 6・7 丁目 ニツ家 1～4 丁目 ハイデンス マリオン ニツ家団地
2	中丸東小学校	中丸 10-270	593-3730	◎	◎	○	◎	◎	中丸 1～5・8・ 9 丁目、東 3
3	東中学校	山中 2-128	592-3145	◎	◎	○	◎	◎	本宿 1～8 丁目 山中 1・2 丁目 東 4
4	中丸小学校	宮内 7-145	591-2006	◎	◎	○	◎	◎	北本 1～4 丁目 宮内 1 丁目 東 11・19
5	体育センター	古市場 1-156	593-2511	×	◎	×	×	◎	東 7・8・9 ワコーレ
6	宮内中学校	宮内 4-322	543-2900	×	◎	○	×	◎	東間 1～4 丁目 宮内 2・3 丁目 東 10、アトレ
7	北小学校	深井 4-45	542-3144	◎	◎	○	◎	◎	東間 5～8 丁目 深井第 1～第 3 サンマンション スカイハイツ
8	北本中学校	本町 1-1-1	591-2057	◎	◎	○	◎	◎	中央 3・4 丁目 西高尾 1～3・5 ～7 丁目
9	文化センター	本町 1-2-1	591-7321	◎	◎	×	◎	◎	本町 1～4 丁目 中央 1・2 丁目 緑 1・2 丁目
10	南小学校	緑 3-387	591-4709	◎	◎	○	◎	◎	東 5・22、台原、 西 2、三菱、京王 南団地、東原団地
11	西小学校	本町 7-3	591-1180	◎	◎	○	◎	◎	本町 5～8 丁目 西高尾 4・8 丁目 西 19
12	旧栄小学校	栄 1		◎	◎	○	◎	◎	栄 1～5 グリーンハイツ
13	石戸小学校	荒井 2-320	591-2007	◎	◎	○	◎	◎	西 4・5・11・14・ 16・17-1・17-2・ 18 第 3 チサン
14	西中学校	石戸 9-210	592-9397	◎	◎	○	◎	◎	西 3・6～10・12・ 13・15・20 ハイムタウン アースドリーム

注)「◎」は利用可能を、「×」は利用不可を示す。また、「○」は、学校施設の中でグラウンドのみ利用可能であることを示す。

資料 9. 3 福祉避難所一覧

市は、災害発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するため、福祉避難所を開設する。

■福祉避難所一覧

避難所名	所在地	電話番号
健康増進センター	中丸10-55	591-8251
総合福祉センター	高尾 1-180	593-2961

資料 9. 4 地域避難所一覧

地域では、災害時に一時的に避難者が集まり安否の確認等を行う場や、地域の自主防災組織等が災害時の活動を行う拠点等として、地域の自主的な運営による「地域避難所」を設置する。

また地域避難所は、地域の自主的な意向により、順次、追加更新を図るものとする。

■地域避難所一覧

地区区分	避難所名	所在地	避難対象地域の目安
第 1 地区	南部公民館	二ツ家 1-127	中丸 6・7 丁目 二ツ家 1～4 丁目 ハイデンス マリオン 二ツ家団地
	二ツ家 2 丁目集会所	二ツ家 2-154	
	二ツ家公会堂	二ツ家 1-371	
	二ツ家団地集会所	二ツ家 1-322	
	マリオン集会所	二ツ家 1-374	
	ハイデンス集会所	二ツ家 1-333	
第 2 地区	中丸公会堂	中丸 2-338	中丸 1～5 丁目 中丸 8・9 丁目 東 3
	中丸公民館	中丸 10-419	
第 3 地区	東部公民館	本宿 2-33	本宿 1～8 丁目 山中 1・2 丁目、東 4
	蔵前公会堂	本宿 5-102-1	
第 4 地区	北本 1 丁目会館	北本 1-24	北本 1～4 丁目 宮内 1 丁目 東 11・19
	北本 2 丁目集会所	北本 2-31	
	宮内 1 丁目集会所	宮内 1-121-3	
	勤労福祉センター	宮内 1-120	
第 5 地区	北本高校	古市場 1-152	東 7・8・9 ワコーレ
	常光別所公会堂	朝日 2-205	
	花の木公会堂	朝日 4-150	
	古市場・山中集会所	古市場 3-8	
	ワコーレ集会室	朝日 2-238	
第 6 地区	浅間会館	東間 1-4-3	東間 1～4 丁目 宮内 2・3 丁目 東 10、アトレ
	宮内氷川神社社務所	宮内 4-136	
	アトレ集会室	宮内 5-115-1	
第 7 地区	東間 5・6 丁目公会堂	東間 5-75	東間 5～8 丁目 深井第 1～第 3 サンマンション スカイハイツ
	東間 8 丁目集会所	東間 8-229-3	
	北部公民館	深井 4-155	
	深井公会堂	深井 3-71-1	
	サンマンション北本 プレイロット	東間 5-90	

地区区分	避難所名	所在地	避難対象地域の目安
第 8 地区	中央 3 丁目会館	中央 3-51	中央 3・4 丁目 西高尾 1～3 丁目 西高尾 5～7 丁目
	中央 4 丁目会館	中央 4-60-2	
	西山中会館	鴻巣市松原 4-17-5	
	西高尾 1 丁目自治会集会所	西高尾 1-160	
	西高尾 7 丁目集会所	西高尾 7-136	
第 9 地区	中央 1・2 丁目会館	中央 1-114	本町 1～4 丁目 中央 1・2 丁目 緑 1・2 丁目
	解脱会錬心館	中央 1-123	
	解脱会休憩所	緑 1-52	
	三地区集会所	緑 1-170	
	勝林公民館	本町 2-124	
第 10 地区	東 5 地区自治会館	緑 4-79	東 5・22 台原、西 2 三菱、京王 南団地、東原団地
	東原団地集会所	下石戸 5-25	
	京王地区集会所	下石戸 5-154	
	北本南団地集会所	下石戸 6-104	
第 11 地区	西高尾 8 丁目高尾 9 丁目集会所	西高尾 8-225	本町 5～8 丁目 西高尾 4・8 丁目 西 19
	本町 7・8 丁目集会所	本町 8-39-1	
	コミュニティセンター	本町 8-156-3	
	谷足会館	高尾 2-313	
第 12 地区	北本団地集会所	栄 7-1-28	栄 1～5 グリーンハイツ
	北本団地自治会地区集会所	石戸 6-20	
	学習センター	栄 13	
第 13 地区	西 4 地区集会所	石戸 5-317-2	西 4・5・11・14・16・ 17-1・17-2・18 第 3 チサン
	荒井上手公会堂	荒井 1-118	
	チサン第 3 団地自治会館	石戸 4-451	
	北本スポーツセンター	石戸 2-214	
	北原集会所	石戸 3-155	
	東原地区集会所	荒井 2-225	
	北袋神社社務所兼集会所	高尾 4-107	
	烏ノ木・河岸・丸山地区集落農業センタ ー	高尾 7-200	
	北本市野外活動センター	高尾 9-143	
第 14 地区	原公会堂	石戸 8-83	西 3・6～10・12・13・ 15・20 ハイムタウン アースドリーム
	九丁公会堂	石戸宿 1-110	
	堀之内集会所	石戸宿 3-128	
	北本市子ども公園	石戸宿 3-225	
	西部公民館	荒井 3-95	
	南公会堂	荒井 3-171	
	宮岡公会堂	高尾 8-98	
	北本自然観察公園	荒井 5-200	

資料 9. 5 浸水想定区域内の要配慮者施設

■ 浸水想定区域内の要配慮者施設の名称、所在地等

No.	名称	所在地	備考
1	宮内中学校	北本市宮内 4-322	

資料 9. 6 浸水想定区域内の大規模工場

■浸水想定区域内の大規模工場の名称、所在地等

No.	名称	所在地	備考
1	(株) エー・アンド・デイ	北本市朝日 1-243	
2	萬歳工業 (株)	北本市朝日 4-553	
3	スバル興産 (株) 北本・桶川事業所	北本市朝日 4-410	
4	昭和パックス (株)	北本市宮内 4-180	

資料 9. 7 要配慮者別の防災知識の周知

■要配慮者別の防災知識の周知

要配慮者	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
・一般高齢者	・日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。 ・近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。	・一般的な防火防災対策（自宅・外出先） ・身体機能等の低下に備えた防火防災対策	・チラシ、パンフレット ・防災訓練 ・一般高齢者の集う各種行事（老人クラブ等）での周知
・在宅ねたきり高齢者 ・在宅認知症の高齢者	・本人よりもその介護者（女性が多い）を対象とした周知となる。 ・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法（特に避難方法） ・防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）	・在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
・虚弱高齢者 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者夫婦のみ世帯	・特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法（特に避難方法） ・災害に関する情報の伝達（高齢者から防災機関、防災機関から高齢者方法）	・在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
・身体障がい者 ・身体障がい児 ・知的障がい者 ・知的障がい児 ・精神障がい者 ・精神障がい児	・障がいの種類によって周知内容が異なる。 ・介護者を対象とした周知に配慮する必要がある。 ・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法（特に避難方法） ・防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）	・在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・スポーツ大会等参加行事での周知 ・学校での防災教育（学級懇談等） ・民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導 ・医療機関、カウンセラーと連携した周知、指導

≪10. その他≫

資料10. 1 災害救助基準

【令和5年6月現在】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各 災害に係る左記 1 から 7 までの掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料10. 2 指定文化財一覧

■北本市関連指定文化財一覧

[令和5年10月1日現在]

区分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国	天然記念物	石戸蒲ザクラ	石戸宿3—119 (東光寺)	大正11. 10. 12
県	考古資料	板石塔婆	〃 (〃)	昭和40. 3. 16
	天然記念物	多聞寺のムクロジ	本宿2—37 (多聞寺)	昭和16. 3. 31
市	建造物	宮内氷川神社旧社殿	宮内4—136 (氷川神社)	平成10. 10. 30
	絵画	慈恵大師画像	本町7—126 (真福寺)	昭和53. 3. 15
	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	石戸宿3—119 (東光寺)	昭和53. 3. 15
		木造阿弥陀如来立像	深井4—55 (寿命院)	昭和53. 3. 15
		木造観音坐像	荒井1—336 (観音堂)	昭和53. 3. 15
		真福寺仁王像	本町7—126 (真福寺)	昭和54. 3. 15
		木造薬師三尊像	深井5—11 (薬師堂)	昭和55. 3. 15
		木造地藏菩薩半跏像	石戸6—284 (地藏堂)	平成 8. 8. 28
	工芸品	貝杓子	宮内5	平成 3. 10. 22
		鉄製象嵌舌長鐙	宮内5	平成 3. 10. 22
	古文書	寿命院朱印状	深井4—55 (寿命院)	昭和53. 3. 15
		矢部家文書	荒井2	昭和53. 3. 15
		岡野家文書	緑2	昭和53. 3. 15
		元禄十年古地図	本町1—111 (市教委)	昭和54. 3. 15
		大島家文書	宮内5	昭和55. 3. 15
	考古資料	宮岡氷川神社前遺跡出土品	本町1—111 (市教委)	昭和53. 3. 15
		馬場遺跡出土石皿	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		上手遺跡出土品	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		中井1号古墳出土人物埴輪	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		仏像線刻画紡錘車	〃 (〃)	平成15. 1. 30
	歴史資料	東光寺板石塔婆群	石戸宿3—119 (東光寺)	昭和53. 3. 15
		道標「大師道」	本町8—216	昭和53. 3. 15
		道標「これより石と舟とミち」	荒井1—222	昭和53. 3. 15
		寿命院板石塔婆(建長三年銘)	深井4—55 (寿命院)	昭和54. 3. 15
		寿命院板石塔婆(建治二年銘)	〃 (〃)	昭和54. 3. 15
		花見堂廻国供養塔	荒井1—20	平成 8. 8. 28
		旧中丸村道路元標	宮内7—147	平成12. 6. 5
		旧石戸村道路元標	荒井3—86	平成12. 6. 5
		花ノ木村の高札	北本2	平成17. 7. 26
	有形の 民俗文化財	庚申塔(兼道標)	宮内5	昭和53. 3. 15
		供養塔(兼道標)	石戸宿8—64	昭和53. 3. 15
		猿田彦太神	中丸10—172	昭和53. 3. 15
		山王神社御神体他石刻猿一括	高尾4—316	昭和53. 3. 15
		石刻絵馬「菅原道真」	石戸宿6—64 (天神社)	昭和53. 3. 15
		観音堂大絵馬	荒井1—336 (観音堂)	昭和53. 3. 15
		算額	本宿2—7 (天神社)	昭和53. 3. 15
		祖師堂絵馬群	本町1—111 (市教委)	昭和53. 3. 15
		天神社幟	石戸宿6—64 (天神社)	昭和54. 3. 15
		阿観堂の庚申塔	荒井3—115 (阿観堂)	平成16. 2. 24

区分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
		放光寺旧蔵のガングルマ	本町1-111 (市教委)	令和4. 12. 22
市	有形の 民俗文化財	東間の富士塚	東間 1—6 (浅間神社)	平成25. 3. 28
		荒井の富士塚	荒井 2—228 (須賀神社)	平成25. 3. 28
		本宿の天神社幟	本宿 2—7 (天神社)	平成28. 6. 24
		石戸宿の天神社幟	石戸宿 6—64 (〃)	平成28. 6. 24
		宮内の稲荷石塔	宮内4-36	平成30. 6. 28
	無形の 民俗文化財	天神社ささら獅子舞	〃 (〃)	昭和54. 3. 15
	天然記念物	ムク	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		エドヒガンザクラ	荒井 5—223	昭和53. 3. 15
		ドウダンツツジ	石戸宿 6	昭和54. 3. 15
		阿弥陀堂エドヒガンザクラ	高尾 6—365 (阿弥陀堂墓地内)	平成 8. 8. 28
		高尾カタクリ自生地	高尾 6—320—1 他	平成 8. 8. 28

資料10. 3 被害報告判定基準

■被害報告判定基準（その1）

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) 全流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模 半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模 半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊に 至らない 一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家（住家以外の建物）のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

注) 住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

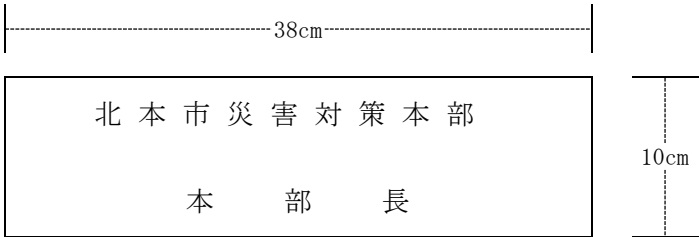
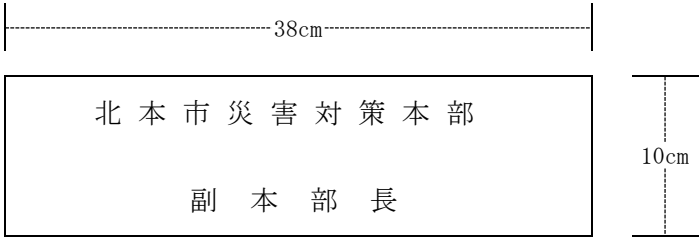
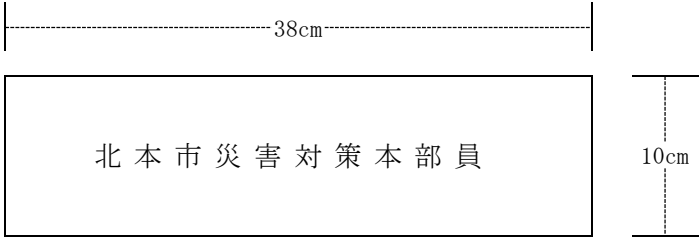
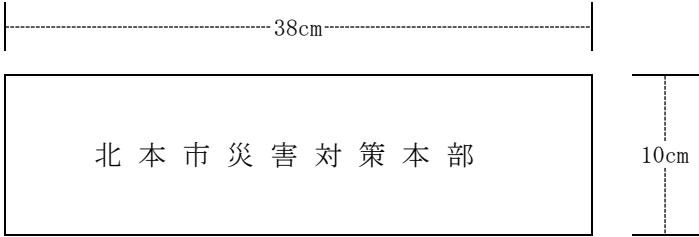
全壊、半壊は、被害認定基準による。

大規模半壊及び中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

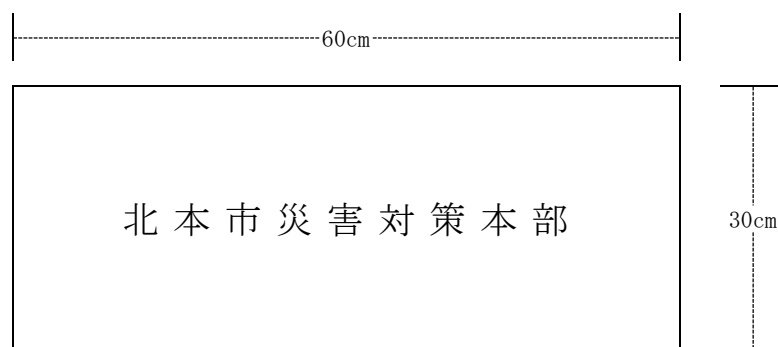
準半壊は、「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。

被害区分		判定基準
その他	田畑の流出・埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		道路とは、道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。道路決壊とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
橋りょう		橋りょうとは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。橋りょう流失とは、橋りょうの一部または全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
河川		河川とは河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。堤防決壊とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
砂防		砂防法第 1 条に規定する砂防施設及び同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話		災害により通話不能となった一般電話回線のうち最大時の回線数とする。
電気		災害により停電した戸数のうち最大時の戸数とする。
ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		り災世帯の構成員とする。

資料 10. 4 北本市災害対策本部本部長以下の腕章

1 本部長	
2 副本部長	
3 本部員	
4 その他の職員	

資料 10. 5 北本市災害対策本部の標識



北本市災害対策本部指令書

様式 - 1

様式2 県報告関係様式

(1) 発生速報【県要領様式第1号】

発生速報

北本市

日 時 分 受信

	発信者		受信者	
1 被害発生	自	月	日	時 分
	至	月	日	時 分
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

注) 記載内容は簡単に要を得たものとする。

(2) 経過速報【県要領様式第2号】

経 過 速 報

北本市

					発 信 者				受 信 者						
災 害 の 種 別								発 生 地 域							
被 害 報 告				月 日 時 分 現在											
被 害 区 分				発生				経過							
区 分				被 害		区 分				被 害					
人 的 被 害	死 者		人			田 畑 被 害	田 畑	流出・埋没		ha	流出		埋没		
	行方不明者		人					冠 水		ha					
	負 傷 者	重 傷	人					田 畑	流出・埋没		ha	流出		埋没	
		軽 傷	人						冠 水		ha				
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)		棟			そ の 他 被 害	道路 被害	決 壊		箇所					
			世帯				冠 水		箇所						
			人				文 教 施 設		箇所						
	半 壊 (焼)		棟				病 院		箇所						
			世帯				橋 り ょ う		箇所						
			人				河 川		箇所						
	一部破損		棟				砂 防		箇所						
			世帯				清 掃 施 設		箇所						
			人				崖 く ず れ		箇所						
	床上浸水		棟				鉄 道 不 通		箇所						
			世帯				被 害 船 舶		隻						
			人				水 道		戸						
	床下浸水		棟				電 話		回線						
			世帯				電 気		戸						
			人				ガ ス		戸						
			棟				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所						
世帯					り 災 世 帯 数		世帯								
人					り 災 者 数		人								
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊 (焼)	棟			火 災 発 生	建 物		件						
		半壊 (焼)	棟				危 険 物		件						
	そ の 他	全壊 (焼)	棟				そ の 他		件						
半壊 (焼)		棟													

災害に対してとられた措置

- | | | | | | |
|---|--------------------|------|---|-----|----|
| 1 | 市対策本部設置の状況 | 日 | 時 | 分 | 設置 |
| 2 | 市（町村）のとした主な応急措置の状況 | | | | |
| 3 | 応援要請又は職員処遇の状況 | | | | |
| 4 | 災害救助法適用の状況 | | | | |
| 5 | 避難命令・勧告の状況 | | | | |
| | | 市町村数 | | 地区数 | |
| | | 人 員 | | 人 | |
| 6 | 消防機関の活動状況 | | | | |
| ア | 出動人員 | 消防隊員 | 名 | | |
| | | 消防団員 | 名 | | |
| | | 計 | 名 | | |
| イ | 主な活動内容（使用した機材を含む。） | | | | |

(3) 被害状況調【県要領様式第3号】

被害状況調

北本市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分				被 害		区 分				被 害			
人 的 被 害	死 者		人			田 畑 被 害	田 畑	流出・埋没	ha	流出		埋没	
	行方不明者		人					冠 水	ha				
	負 傷 者	重 傷	人					冠 水	ha	流出		埋没	
		軽 傷	人						ha				
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)	棟		道路 被害	決 壊	箇所							
		世帯			冠 水	箇所							
		人			文 教 施 設	箇所							
	半 壊 (焼)	棟		そ の 他 被 害	病 院	箇所							
		世帯			橋 り ょ う	箇所							
		人			河 川	箇所							
	一部破損	棟			砂 防	箇所							
		世帯			清 掃 施 設	箇所							
		人			崖 く ず れ	箇所							
	床上浸水	棟			鉄 道 不 通	箇所							
		世帯			被 害 船 舶	隻							
		人			水 道	戸							
	床下浸水	棟			電 話	回線							
		世帯			電 気	戸							
		人			ガ ス	戸							
	非 住 家 被 害	公共 建物	全壊 (焼)		棟		り 災 世 帯 数	世帯					
半壊 (焼)			棟			り 災 者 数	人						
そ の 他		全壊 (焼)	棟			火 災 発 生	建 物	件					
		半壊 (焼)	棟		危 険 物		件						
						そ の 他	件						

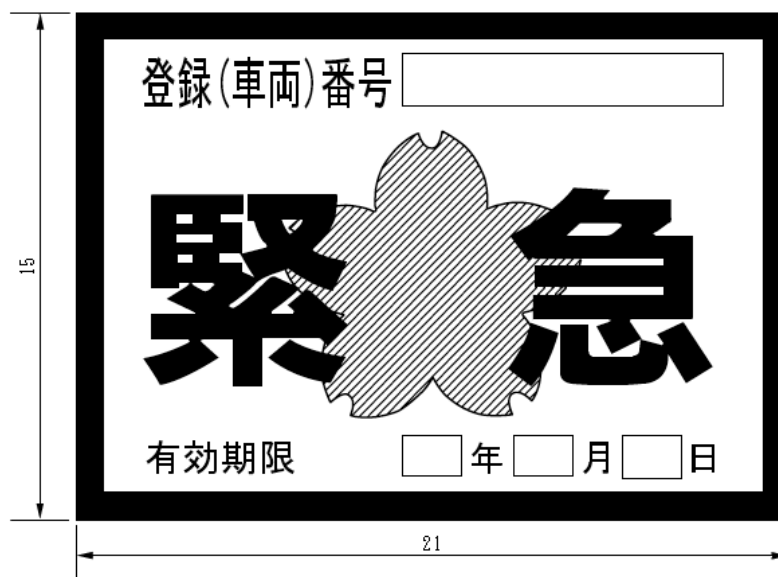
区 分		被 害	市 災 害 対 策 本 部 村	名称			
公 立 文 教 施 設	千円			設置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円			解散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円		災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名			
そ の 他	千円			計 団体			
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数		人	
				消防団員出動延人数		人	
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の勧告・指示の状況）						

様式 3 緊急通行車両関連様式

(1) 緊急通行車両等確認申請書

年 月 日		
緊急通行車両等確認申請書		
埼玉県公安委員会 殿		
申請者 住 所 氏 名		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(2) 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(4) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用					
緊急通行車両等事前届出書					
年 月 日					
埼玉県公安委員会 殿					
申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏 名 印 電 話 () 【担当係 氏名】					
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車 両 の 所 有 者	住 所				
	氏 名				
業 務 の 内 容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜 索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止	13 広報啓発 14 その他 ()
出 発 地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

(5) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
		年 月 日
埼玉県公安委員会		印

様式 4 通報処理簿

通 報 処 理 簿

			No.
通 報 者 連 絡 先 住 所		電 話	①加入電話番号 ②公衆電話番号 ③携帯電話番号
通 報 日 時			
通 報 受 信 者			
通 報 内 容		処 理（回付先等）	

注) 通報の現場地点を示す地図を添付すること。

様式5 防災航空隊出場要請（受信）書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049—297—7905

一般加入電話 049—297—7810、7811

ファクシミリ 049—297—7906

1 要請団体名	(発信者：)		
2 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分		
3 要請種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 調査 (5) 救援		
4 発生場所 現場目標	(市・町・村)		番地
5 発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
6 災害の概要 及び要請任務			
7 必要資機材			
8 気象条件	天候： 風向： 風速： m/s 気温： °C 視界： m 雲高： m 警報及び注意報：		
9 出場先場外 離着陸場等	場所： (市・町・村)		番地
	名称及び目標物：		
10 搬送先場外 離着陸場等	場所： (市・町・村)		番地
	名称及び目標物：		
11 傷病者	住所： 傷病者の人数： 人 氏名： (歳) (男・女) 傷病名： 程度：(重・中・軽)		
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他：		
13 救援出場内容	搬送物件・人員：		
14 現地搭乗者	(有・無) 職名： 氏名： ほか 名		
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名： 無線種別：(全国波・県波)、コールサイン：		
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名： 機数： 機		
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。			
1 航空隊指揮者	指揮者： 受信者： 無線種別：(全国波・県波)、コールサイン：		
2 出場機	出場機：(1号機・2号機) コールサイン：1号機＝”さいたまこうくうヘリ1”、2号機＝”さいたまこうくうヘリ2”		
3 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 時 分		
4 活動予定時間	時間 分		
5 航空燃料の確保	(可・否) 時間 分		
特記事項			

注)「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

様式6 自衛隊の派遣要請関連様式

(1) 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

- 自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- 町長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- 提出（連絡先）県危機管理防災部危機管理課

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

北本市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣要請を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

5 連絡担当者

災害対策本部 職 氏名

(電話番号)

被災現場 職 氏名

(携帯電話番号)

(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

埼玉県知事 様

第 号
年 月 日

北本市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付第
のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

様式 7 災害ボランティア受入名簿

防災ボランティア受入名簿

受入日	氏名	電話番号	住所	活動予定期間	配置期間	配置場所		備考
						活動	内容	
年 月 日				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
年 月 日				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
年 月 日				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
年 月 日				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
年 月 日				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
年 月 日				年 月 日～年 月 日	年 月 日			
				年 月 日～年 月 日	年 月 日			

様式 8 配車請求書

配 車 請 求 書

部 名		部長氏名	
班 名		班長氏名	
担当者 氏 名			
使用目的			
配車車両			
備 考			

様式9 避難所関連様式

(1) 避難者カード

避難者カード

避難所名		担当者	
------	--	-----	--

住 所				地 区 名	
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	健康状態等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
不 明 家 族	続柄	性別	年 齢	離散の状況	
その他留意事項					

(2) 避難者名簿

避難者名簿

[illegible]

(3) 避難所運営記録簿

避難所運営記録簿

(表)

避難所名		担当者	
開催日時	月 日 時	記録日時	月 日 時
避難者数	人(男) 人(女) 人(子供) 人		
協力者			
1 避難者の健康状態			
2 食料等救助物資の状況			
3 運営上の問題			
4 その他			
災害対策本部への連絡事項			
時	分		

(裏)

[illegible]

様式 10 食料等救助物資受払簿

食料等救助物資受払簿

避難所名		担当者		枚目
救助物資名				
希望数量		請求日時		
受取数量		受取日時		
第 1 回	配布場所			
	配布地区			
	配布人数			
第 2 回	配布場所			
	配布地区			
	配布人数			
第 3 回	配布場所			
	配布地区			
	配布人数			
摘 要				

様式 11 救護所関連様式
(1) 取扱患者台帳

取扱患者台帳

救護所名		No.	担当者		健康状態等
氏名	性別	年齢	住 所	健 康 状 態 等	
1					
2					
3					
4					
5					

(2) 救護所運営記録簿

救 護 所 運 営 記 録 簿

(表)

救 護 所 名				担 当 者			
救 護 日	月	日	記 録 日 時	月	日	時	
救 護 者 数	人 (男 人) (女 人) (子供 人)						
協 力 者							
1 救護者の状態							
2 救護物資の状況							
3 運営上の問題							
4 その他							
災害対策本部への連絡事項							
時	分						

(裏)

[illegible]

様式 12 災害時放送依頼書

様式第2号(第6条関係)

災 害 時 放 送 依 頼 書

年 月 日提出

受付年月日		年 月 日 午 前後 時 分		依頼方法		文書・口頭・電話	
依頼課所・機関名	課 所 名		所 属 長		担 当		連 絡 先 電 話
	公 共 機 関 名		責 任 者 職 氏 名				連 絡 先 電 話
件 名							
放 送 日 時		年 月 日()から 午 前後 時 分 年 月 日()まで					
放 送 地 域		(ア) 市内全域 (イ) 地域					

放 送 文 案(又は原稿別添)	

処 理 欄	決 裁 区 分	くらし安全課	課 長			担 当	決 裁	☐ 承認 ☐ 不承認 (理由)
		広域消防	指 令 課 長		係 長	係		
	放 送 日	年 月 日		放 送 の 方 法	生・テープ		放 送 者	
		午 前後 時 分	午 前後 時 分	午 前後 時 分				

※「北本市防災行政用無線局運用要綱（第6条関係）」の様式